

令和4年度 第2回

行政監査結果報告書

「区民の環境活動の推進について」

板橋区監査委員

目 次

第 1 監査実施概要	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	1
5 監査実施期間.....	1
6 監査委員による聞き取り調査等.....	2
第 2 監査結果	3
現況と課題	3
1 板橋区における環境行政の沿革.....	3
2 区民の環境活動の推進に係る施策.....	5
3 環境活動の推進に関する事業の現況.....	14
4 環境活動の推進に係る施設の現況.....	47
5 環境活動に関する普及広報.....	66
検討・改善を求める事項	71
着眼点 1 区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業は計画的・効果 的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われ ているか。.....	71
着眼点 2 環境活動に関し、区民・事業者等との連携は図られているか。	72
総括意見	73
参考資料	75

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ

区民の環境活動の推進について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、「エコポリス板橋」の実現を目指し、区民・事業者等と連携して環境活動を推進している。

そこで、区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、環境活動に関し、区民・事業者等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) 区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。
- (2) 環境活動に関し、区民・事業者等との連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業

(2) 監査対象課

資源環境部 環境政策課・資源循環推進課

5 監査実施期間

令和4年6月30日（木）から令和4年12月26日（月）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和4年8月3日（水）・4日（木）に行った。

<現地視察場所>

板橋区立エコポリスセンター及び板橋区立リサイクルプラザ

第 2 監査結果

現況と課題

1 板橋区における環境行政の沿革

板橋区（以下「区」という。）は、都内でも有数の工業地帯であり、戦前から工場の集積が進んでいた。工場の集積は、経済成長をもたらす一方、騒音、悪臭・有害ガス、水質汚濁、地盤沈下、大気汚染といった公害問題を引き起こした。このため、区は、昭和 40 年以降、公害対策に取り組むこととなった。

その後、工場等制限法による規制などを理由に大規模工場が移転し（昭和 50 年代）、工場の公害問題は鎮静化した。しかし、地球規模の環境問題がクローズアップされるなど区民の環境に対する要望が多様化してきたことから（昭和 60 年代）、区は、公害行政から環境行政への転換を図った。

平成 5 年 4 月、区は、人と環境が共生する都市を目指し「『エコポリス板橋』環境都市宣言¹」を行い、区と区民が地球環境に配慮し、日常生活の足元から環境保全に努めていくことを表明した。また、平成 11 年 2 月には、都内の自治体として初めて ISO14001² を取得し、継続的な環境マネジメントシステムの運用改善を進めた。

平成 12 年 4 月、東京都から清掃事業が特別区に移管され、区は、環境行政に係る事業として、環境保全事業、平成 3 年に開始したリサイクル事業に加えて、清掃事業を行うこととなった。

環境行政への転換を図った中での組織の変遷の概要は、図表 1 のとおりである。

¹ エコポリスとは、「エコロジカル（生態系）」と「ポリス（都市）」との合成語で、環境に配慮した「環境保全型都市」を意味している。「エコポリス板橋」環境都市宣言の全文は[参考資料－1](#)を参照

² ISO14001 は、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格である。

図表 1 組織の変遷の概要

年 度	組織の名称	変更内容
平成 3	①建築環境部環境保全課 ②生活文化部リサイクル推進課	①公害対策課から環境保全課に名称変更 ②リサイクル事業開始に伴う組織の設置
平成 7	③生活文化部エコポリスセンター	③区立エコポリスセンター開設に伴う組織の設置
平成 9	④資源環境部環境保全課 ⑤同部リサイクル推進課 ⑥同部エコポリスセンター	④～⑥ 資源環境部を設置し、リサイクル推進課・エコポリスセンターを同部に所管替
平成 12	⑦資源環境部清掃事業課 ⑧同部板橋東清掃事務所 ⑨同部板橋西清掃事務所 ⑩同部志村清掃事業所	⑦～⑩清掃事業移管に伴う組織の設置
平成 16	⑩志村清掃事業所（廃止）	⑩を⑧に統合
平成 17	⑪資源環境部清掃リサイクル課	⑪清掃リサイクル事業の一体的運用のため⑤・⑦を統合
平成 24	⑥エコポリスセンター（廃止） ⑫資源環境部環境課 ⑬同部環境戦略担当課長	⑥指定管理者制度導入に伴い組織としてのエコポリスセンターを廃止 ⑫環境保全課から環境課に名称変更 ⑬環境施策に戦略的に取り組むため設置
平成 30	⑫環境課・⑬環境戦略担当課長（廃止） ⑭資源環境部環境政策課 ⑮同部資源循環推進課	⑫～⑮ 各課のミッションが明確な組織となるように資源環境部を再編

平成 30 年度組織改正の際、環境政策課のミッションは、「環境政策の企画立案、スマートシティの推進、区役所環境マネジメントシステムの運用等に対して、組織横断的に取り組む」こと、資源循環推進課のミッションは、「清掃一組³との共同処理等に係る事業を円滑に進めるとともに、地域の各種団体との連携関係をさらに充実させ、循環型社会の推進に区民と一緒に取り組む」こととされた⁴。

³ 東京二十三区清掃一部事務組合の略称。23 区で排出される一般廃棄物の中間処理を行い、特別区清掃事業の一翼を担っている。

⁴ 平成 29 年 12 月 1 日付け 29 板政経第 23 号、政策経営部長発出・資源環境部長宛て「平成 30 年度組織改正について（通知）」による。

2 区民の環境活動の推進に係る施策

(1) 条例の制定

① エコポリス板橋クリーン条例

本条例は、区民等の美化意識の醸成や自主的な美化活動の展開を図り、ごみの散乱や生活環境を損なう様々な行為を防止するとともに、まちの環境美化を推進することを目的として制定された（平成 11 年 2 月 1 日施行）。環境保全及び環境美化に対する区、区民等、事業者及び団体の責務を規定するほか、喫煙者の責務、路上禁煙地区の指定など喫煙に関する規制について定めている。

② 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

区は、平成 4 年 12 月、東京都板橋区資源の有効利用の推進に関する条例（以下「リサイクル条例」という。）を制定し、リサイクル推進員の設置、集団回収活動に対する支援などリサイクル事業を進めてきたが、清掃事業の区移管に合わせ、リサイクル条例を廃止し、新たに本条例を制定した（平成 12 年 4 月 1 日施行）。本条例は、廃棄物の発生抑制、資源の再生化促進といったリサイクルに関わる施策のほか、廃棄物の適正処理、地域環境の清潔保持、違反者への罰則等を定めており、廃棄物の取扱いに関する包括的な条例となっている。

(2) 計画の策定等

① 板橋区環境基本計画

区における環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示し、区民・民間団体、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは連携して環境への負荷を低減していくため、区は、平成 11 年 3 月、板橋区環境基本計画（計画期間：平成 11～20 年度）を策定した。その後、平成 21 年 3 月に板橋区環境基本計画（第二次）（計画期間：平成 21～27 年度）

を、平成 28 年 3 月には第三次計画として、板橋区環境基本計画 2025（計画期間：平成 28～令和 7 年度）を策定した。

板橋区環境基本計画は、区の環境分野における計画の基幹であり、板橋区環境基本計画 2025 では、環境像（概ね 10 年後のめざすべき環境の姿）を「人と緑を未来へつなぐスマートシティ“エコポリス板橋”」とし、個別分野ごとの環境課題に対応した 6 つの基本目標を設定している。各基本目標には、取り組みの方向性、区民・事業者・区が取り組むこと、取り組みの指標（活動指標）が定められており、進捗状況は毎年度、板橋区環境白書（66 頁参照）で公表されている。

6 つの基本目標及び個別分野は、図表 2 のとおりである。

図表 2 6 つの基本目標及び個別分野

基本目標	個別分野
1 脱炭素社会の実現 ～エネルギーのスマート化による温室効果ガスの排出が少ないまちづくり～	エネルギー・気候変動など
2 循環型社会の実現 ～ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムづくり～	ごみ・資源など
3 自然環境と生物多様性の保全 ～緑と水と生きものに囲まれた都市空間の創造～	緑・水・生きものなど
4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現 ～社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上～	大気環境・美化・景観など
5 「環境力」の高い人材の育成 ～環境に配慮したライフスタイルの実現に向け主体的に行動できる人づくり～	環境教育・環境情報など
6 パートナーシップが支えるまちの実現 ～自助・共助・公助の連携による地域環境づくり～	環境保全行動など

板橋区環境基本計画 2025・30 頁を参考に監査委員事務局が作成

② 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

区は、平成 17 年 12 月に策定した板橋区地球温暖化防止地域推進計画を改定して、平成 25 年 3 月、板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（計画期間：平成 25～令和 2 年度）を策定し、温室効果ガ

ス排出量削減に向けた区民・事業者・区の間取組などを定めた。また、令和3年4月には、板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025(計画期間:令和3~7年度)(以下「区域施策編2025」という。)を策定している。

区域施策編2025は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第19条第2項に基づき国の地球温暖化対策計画を勘案して策定する区の計画であるとともに、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画を包含するものである。区域施策編2025では、将来像を「SDGs⁵の彼方に、地域と創るゼロカーボンシティ板橋」とし、6つの基本方針を定め、計画目標として、温室効果ガス排出量を令和7(2025)年度までに平成25(2013)年度比で30%削減することを、長期目標として、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量を令和32(2050)年度までに実質ゼロ⁶とすることを掲げている。

③ 板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、区の事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置について策定する計画であり、直近では、令和4年3月に、板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2025(計画期間:令和4~7年度)を策定している。

前記②の区域施策編が区民・事業者・区が各々の役割に応じて温室効果ガス排出量削減に向けて取り組むべきことを定める計画であるのに対し、事務事業編は、区が区内の一事業者として、事務事業に伴

⁵ 「SDGs」とは、Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、全ての国の共通目標となっている。

⁶ 実質ゼロとは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいう。

い排出する温室効果ガスを抑制するための計画であり、対象は区施設及び区職員である。板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025では、温室効果ガス総排出量を基準年度（平成25（2013）年度）比で令和12（2030）年度までに51%削減することを中期目標としたうえで、令和7（2025）年度までに36%削減するとしている。

④ 板橋区環境教育推進プラン

区は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づき、環境保全活動、環境教育、協働取組の推進等に関する行動計画として、板橋区環境教育推進プランを作成している。平成19年2月、板橋区環境教育推進プラン（第一次）（計画期間：平成19～27年度）を作成した後、平成28年3月には、板橋区環境教育推進プラン2025（計画期間：平成28～令和7年度）を作成している。

板橋区環境教育推進プラン2025は、板橋区環境基本計画2025の基本目標5「『環境力』の高い人材の育成」及び基本目標6「パートナーシップが支えるまちの実現」を具体化していくための計画であり、区民、区民団体、事業者、学校等及び区を対象としている。また、「持続可能な社会の実現に向けた教育の視点」、「持続可能な社会の実現を担う人の育成」及び「各主体による環境教育の実践」を取り入れて“人づくり”を推進していくことを基本指針とし、5つの重要施策として、1）エコポリスセンターの拠点機能の活性化、2）環境教育・協働取組の参加機会についての情報のスマート化、3）環境教育推進協議会の役割の活性化、4）地域環境コミュニティの形成の促進、5）板橋区の環境教育・協働取組実践情報のスマート化（魅力発信等）を設定している。

⑤ 板橋区一般廃棄物処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により区に策定が義務付けられた区の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画であり、区は、清掃事業の移管を受けた平成12年に板橋区一般廃棄物処理基本計画を策定した。直近では、平成30年3月に板橋区一般廃棄物処理基本計画2025（計画期間：平成30～令和7年度）を策定し、「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』の実現」を基本理念とし、区民1人1日あたりの資源・ごみ量598g（平成27年度より13.2%減）、リサイクル率28%（平成27年度より6.5ポイントの増）といった数値目標を定めている。本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成され、ごみ処理基本計画ではさらに、情報発信・普及啓発、発生抑制、再生利用促進、収集運搬、適正処理・処分といった5つの分野ごとに個別計画が定められている。

⑥ 板橋区スマートシティ推進方針

板橋区環境基本計画2025における区の環境の将来像（10年後の姿）を「『あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化し、安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現をめざすまちづくり』というスマートシティの一般的な考え方を基盤とし、環境、防災・減災、健康・福祉、教育・保育などの側面を包括した『板橋区らしいスマートシティの構築』を進めていく」としたことを踏まえ、区は、平成29年3月、板橋区スマートシティ推進方針（以下「推進方針」という。）を策定した。

推進方針は、板橋区スマートシティのめざす概ね10年後の将来像を「魅力にあふれ、健康にらせる持続可能なまち いたばし～エコでクリエイティブでヘルシーなライフスタイルの実現～」としている。6つの基本方針として、1）エネルギーの賢い活用と創出、2）シェアによる持続可能な資源利用の促進、3）新しい産業クラスターの創

出と発展、4) 快適で活力のある健康的で文化的な場の創出、5) 地球にも人にもやさしい安心・安全なまちの創出、6) 人・モノのつながり促進と魅力発信を定め、環境分野に留まらず、防災、産業、健康、教育など様々な分野を包含している。

⑦ 板橋区ゼロカーボンシティ表明

令和3年6月、地球温暖化対策推進法が改正され、2050年に二酸化炭素排出を実質ゼロにすることが法的に位置づけられたことに伴い、令和4年1月、区は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし2050⁷」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めていくこととした。

ゼロカーボンシティ実現に向けた具体的な取組としては、再生可能エネルギー100%電力の計画的な導入、再生可能エネルギー100%電力を利用した電気自動車の導入、いたばし環境アクションポイント事業の拡充、区施設へのウォーターサーバーの設置、区域施策編2025の推進を挙げている。



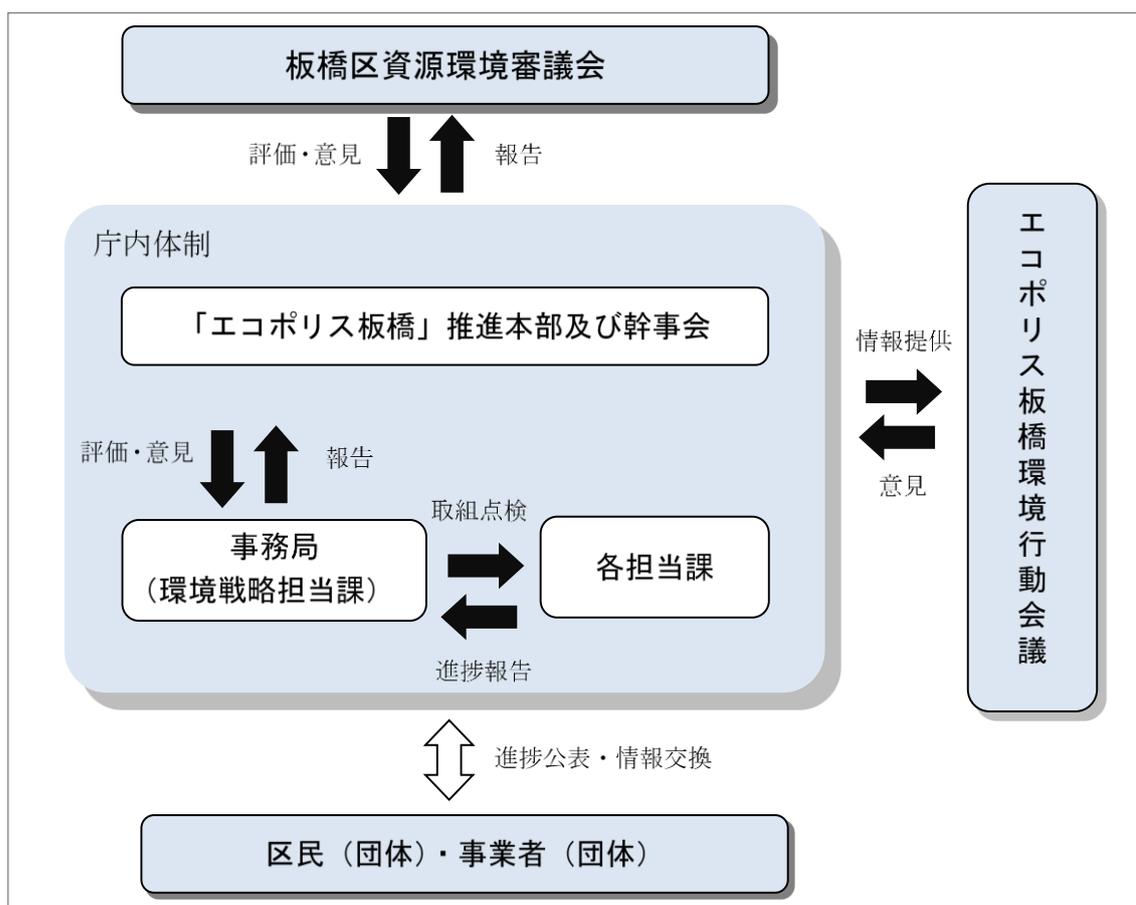
ゼロカーボンいたばし
ロゴマーク

(3) 計画の進行管理体制

計画の推進のため区が設置している主な会議体は、図表3のとおりである。

⁷ ゼロカーボンいたばし2050の全文は[参考資料-2](#)を参照

図表 3 計画の進行管理体制



板橋区環境基本計画 2025・83 頁から抜粋

① 東京都板橋区資源環境審議会

本審議会は、資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図るため、平成9年8月、区長の附属機関として設置された。委員は、区議会議員、学識経験者、地域団体等の代表者、区民（公募）、関係行政機関の職員及び区職員である⁸。

所掌事項は、資源・廃棄物及び環境に関する計画の策定・区の主要な施策について調査審議し、区長に答申することであり⁹、直近では令和3年4月に、区域施策編 2025（6頁②参照）について答申した。また、特定の事項を調査審議させるために必要があるときは、同審議

⁸ 東京都板橋区資源環境審議会条例第1条・第3条

⁹ 東京都板橋区資源環境審議会条例第2条

会に部会を置くことができる¹⁰ ことから、板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025（9頁⑤参照）の策定に当たっては、清掃・リサイクル部会を設置し、同部会においても審議が行われた。

② エコポリス板橋環境行動会議

区は、平成 13 年 10 月「エコポリス板橋環境行動会議設立宣言」を行い、併せて、人と環境とが共生する都市エコポリス板橋を実現するために、区民及び事業者が環境への負荷を低減する必要性について共通認識をもち、自主的かつ組織的な活動を行うことを目的として¹¹、エコポリス板橋環境行動会議（以下「行動会議」という。）を設置した。なお、行動会議は、地球温暖化対策推進法第 40 条に規定する地球温暖化対策地域協議会に位置づけられている¹²。

行動会議の委員及び所掌事項は、図表 4 のとおりである。

図表 4 行動会議の委員及び所掌事項

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者（1 名） ・区職員（1 名） ・町会連合会、青少年健全育成地区委員会連合会、老人クラブ連合会、区立小学校 PTA 連合会、区立中学校 PTA 連合会、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部（各 1 名） ・環境活動を実践していると区長が認めた団体から推薦のあった者（各 1 名） ・エコポリス板橋地区環境行動委員会（※ 1）から推薦のあった者（各 1 名）
所掌事項	<p>①次に掲げる事項について、区民及び事業者、地域並びに区がそれぞれの活動を連携、協働して効率的に行うための活動方針の策定及び活動の普及啓発並びに情報の交換及び連絡調整</p> <p>（ア）地球温暖化対策に関すること。</p> <p>（イ）リサイクルその他資源循環型社会形成のための活動に関すること。</p> <p>（ウ）清掃その他自主的な環境美化活動に関すること。</p> <p>（エ）その他環境保全に関すること。</p> <p>②区民及び事業者の環境意識啓発</p>

¹⁰ 東京都板橋区資源環境審議会条例第 9 条

¹¹ エコポリス板橋環境行動会議設置要綱第 1 条

¹² エコポリス板橋環境行動会議設置要綱第 3 条第 2 項

※1 エコポリス板橋地区環境行動委員会は、地域センターの所管区域を単位として設立された地区における環境活動組織である。

※2 () 内の数字は委員数。令和3年度の委員総数は29名であった。

③ 「エコポリス板橋」推進本部

区は、人と環境が共生する環境都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の推進を図ることを目的として、平成17年4月、区長を本部長とする庁内検討組織を設置した。環境に係る各種計画の策定及びこれらの計画の進行管理並びに環境マネジメントシステムの推進を所掌事項としている。2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロとすることをめざし、区が令和4年1月に表明した「ゼロカーボンいたばし2050」(10頁⑦参照)についても、同本部で決定された。

3 環境活動の推進に関する事業の現況

今回監査対象とした区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業（27事業¹³）の板橋区環境基本計画 2025 基本目標ごとの分類、所管課等一覧は、図表5のとおりである。

図表5 事業の基本目標ごとの分類、所管課等一覧

No.	基本目標	事業名	事業開始年度	所管課
1	1 脱炭素社会の実現	いたばし環境アクションポイント事業	令和3	環境政策課
2		「板橋区版プラスチック・スマート」の取組	令和2	環境政策課
3		緑のカーテン（公共施設）普及啓発事業	平成17	環境政策課
4		スマートシティ提案事業支援	平成29	環境政策課
5		区有地を活用した電気自動車シェアリング事業	令和2	環境政策課
6		環境マネジメントシステム及び板橋エコアクション普及啓発	平成20	環境政策課
7	2 循環型社会の実現	リサイクル推進員の活動	平成5	資源循環推進課
8		板橋かたつむり運動出前講座	平成12	資源循環推進課
9		集団回収の支援	平成12	資源循環推進課
10		商店街・オフィスリサイクルへの支援	平成14	資源循環推進課
11		食品ロス対策講座	平成28	資源循環推進課
12		たい肥づくり講習会	平成23	資源循環推進課
13		資源回収事業（拠点回収）	平成3	資源循環推進課
14	食品用トレイ・ボトル容器のモデル回収	平成28	資源循環推進課	
15	3 自然環境と生物多様性の保全	雨水貯留タンク設置費補助及び雨水浸透ます設置費補助	※1	環境政策課
16		区民参加型いきもの情報共有事業等共生事業	※2	環境政策課
17	4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現	環境保全に関する研修会等の実施	昭和53	環境政策課
18		板橋クリーン作戦※3	平成14	資源循環推進課

¹³ 27事業のほか監査対象課が所管する施設に関する事業（2事業）については、「4 環境活動の推進に係る施設の現況」に記載した。

19	5 「環境力」の 高い人材の 育成	協働プロジェクト（環境協 働講座）	平成 24	環境政策課
20		板橋区環境教育プログラ ムの実施	平成 19	環境政策課
21	6 パートナー シップが支 えるまちの 実現	緑のカーテン事業	平成 17	環境政策課
22		いたばしみんナの食べき りチャレンジ運動	令和元	資源循環推進課
23		フードドライブの実施	平成 28	資源循環推進課
24		喫煙マナーアップキャン ペーン	平成 17	資源循環推進課
25		ポイ捨て防止キャンペ ーン	平成 13	資源循環推進課
26		エコポリス板橋地区環境 行動委員会活動補助	平成 13	資源循環推進課
27		エコポリス板橋環境活動 大賞表彰等	平成 23	資源循環推進課

※1 雨水貯留タンク設置費補助は平成 14 年度、雨水浸透ます設置費補助は平成 4 年度に開始

※2 区民参加型いきもの情報共有事業等共生事業のうち、区民参加型いきもの情報共有事業は令和元年度、ビオトープの維持管理事業は平成 11 年度に開始

※3 板橋クリーン作戦は、板橋区環境基本計画 2025 において基本目標 6 にも分類されている。

（1） 「基本目標 1 脱炭素社会の実現」に関する事業の概況

① いたばし環境アクションポイント事業

本事業は、区民及び事業者による環境配慮行動を推進し、区内のエネルギー使用量（電気・ガス）を抑え、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として令和 3 年度に開始し、省エネ機器の導入や省エネ行動によりエネルギー使用量（電気・ガス）を削減した者に、その実績に応じて省エネポイントを付与するものである。省エネポイントは 1 ポイント＝1 円とし、500 ポイントごとに 500 円相当の区内共通商品券と交換可能である。

対象者は、区内在住者及び区に事業所を有する事業者であり、令和 4 年度から対象者に区内の集合住宅の管理組合又は所有者を追加し、参加者の拡大を図っている。参加希望者は、区に参加登録し、エネル

ギー使用量削減の取組完了後、事業結果報告書を区に提出した上で、区内共通商品券の交付を受ける。環境政策課は、本事業への参加促進のためオプションメニューを用意し、板橋エコアクション（20頁⑥参照）に取り組む事業者等にはポイントを加算するといった工夫をしている。また、本事業の周知のため区立小中学校の全児童・生徒にリーフレットを配布したほか、一般社団法人板橋産業連合会（以下「産業連合会」という。）及び板橋区商店街連合会の協力により、これらの団体の会員に対し本事業の周知を行っている。

令和3年度における実績は、家庭部門の参加登録者が524者（うち277者が事業結果報告書を提出）、事業所部門の参加登録者が14者（うち8者が事業結果報告書を提出）、これによる二酸化炭素削減量は年間109t-CO₂であり、令和3年度の歳出決算額は1,091,324円であった。

環境政策課は、令和3年度から開始した事業であり、まだ多くの区民・事業者には認知されていない状況だが、認知度を高め、将来的には区民及び事業者の意識改革・行動変容を促し、省エネ行動をレベルアップさせ、ライフスタイルの刷新を図るとしている。

② 「板橋区版プラスチック・スマート」の取組

この取組は、庁内のプラスチックの使用について見直し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック等を率先して削減する行動を実践するとともに、区民・事業者など様々な主体に対して地球温暖化や廃プラスチックごみの問題について積極的に情報を発信し、意識と行動の変容に向けた啓発活動を行うものである。

具体的な取組として、区は、日常的なマイボトルの活用促進のためウォーターサーバーの設置を進めている。板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025では、令和12（2030）年度までに自動販売機を設置している全ての区施設（屋内で区民が利用する施設）へのウォ

ウォーターサーバーの設置をめざしており、令和4年度には区役所、赤塚支所、区立グリーンホール及び区立エコポリスセンターに各1台設置した。このほか、区施設にペットボトル飲料を扱わない自動販売機を設置し、ワンウェイプラスチックの削減を図っているが、設置場所の大部分が資源環境部の施設に留まっていることが課題である¹⁴。



ウォーターサーバー
(区役所1階)

③ 緑のカーテン（公共施設）普及啓発事業

本事業は、区施設（本庁舎及び区立学校を除く¹⁵。）の窓の外にヘチマ、ゴーヤーなどのつる性植物のカーテン（緑のカーテン）を育成する事業である。身近な地球温暖化対策として、区施設の冷房使用抑制を図るとともに、区民・事業者への地球温暖化対策普及のモデルとすることを目的としている。令和元年度以降は、公益財団法人特別区協議会から、みどり東京温暖化・防止プロジェクト助成金（毎年度100万円）



緑のカーテン
(エコポリスセンター)

を得て実施しており、令和3年度の歳出決算額は1,001,269円であった。実施に当たり環境政策課は、毎年度各区施設に対し緑のカーテン実施希望アンケートを行うとともに、希望する区施設に育成のためのプランター、ネット、ヘチマ・ゴーヤーの苗などを配布している。

¹⁴ 令和3年度時点の設置場所は、区役所本庁舎（1台）のほか、いずれも資源環境部が所管する区立リサイクルプラザ（3台）、区立熱帯環境植物館（2台）、区立エコポリスセンター（1台）である。

¹⁵ 本庁舎は総務部契約管財課が、区立学校は教育委員会事務局教育総務課が所管し、それぞれ緑のカーテン普及啓発事業を実施している。

緑のカーテン実施施設の状況は、図表6のとおりである。

図表6 緑のカーテン実施施設の状況

(単位:台)

部 名	主な施設	実施施設数			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
区民文化部	地域センター、 グリーンホール、 文化会館、体育館	21	20	16	18
健康生きがい部	ふれあい館、シニア学習プラザ	4	4	4	4
福祉部	福祉園	6	6	6	6
子ども家庭部	児童館、保育園、ベビールーム	44	48	47	44
資源環境部	エコポリスセンター、熱帯環境植物館、リサイクルプラザ、清掃事務所	5	6	6	6
土木部	公園事務所（令和2年度まで）、赤塚植物園	1	1	1	1
教育委員会事務局	生涯学習センター、板橋フレンドセンター、図書館	6	8	8	6
合 計		87	93	88	85

④ スマートシティ提案事業支援

この取組は、地域課題の解決に結びつき、推進方針の趣旨に合致したソーシャルビジネス（社会的課題の解決を目的とした事業・ビジネス）などのアイデアを民間事業者等から募集し、板橋区スマートシティ推進協議会と区が連携しながら、提案者自身がアイデアを実現することを支援するものであり、推進方針の策定に伴い、平成29年度に開始した。

板橋区スマートシティ推進協議会は、環境、防災・減災、健康・福祉及び教育・保育などに配慮した、板橋区らしいスマートシティに関する取組みを具現化することを目的として設置された¹⁶。委員は、学

¹⁶ 板橋区スマートシティ推進協議会設置要綱第1条

識経験者、板橋区町会連合会など地域団体が推薦する者、区職員等であり、所掌事項は、スマートシティに係る情報の集約及び区民・事業者等への情報発信に関すること、スマートシティの具現化に向けたプロジェクトに関することである。

提案事業支援については、平成 29 年度に 13 者から事前相談の申込があり、うち 1 者の提案が認定プロジェクトに認定されたが、平成 30 年度は 5 者から事前相談があったものの認定には至らず、令和元年度の事前相談はゼロであった。このため、令和 2 年度以降、スマートシティ推進事業を提案事業支援から事業スキームを見直し電気自動車シェアリング事業（下記⑤参照）へ移行した。

また、認定プロジェクトの創出を中心に活動してきた板橋区スマートシティ推進協議会についても、令和 2 年度に方向性を見直したことでその在り方が課題となり、令和 3 年度からは、まちづくり事業と連携したスマートシティの推進に取り組んでいくこととし、当面、同協議会の活動を休止することとした。

⑤ 区有地を活用した電気自動車シェアリング事業

本事業は、区有地を民間事業者に貸し付ける¹⁷とともに、電気自動車のカーシェアリング事業を展開することにより、環境負荷の低減を図り、区民が電気自動車を実際に利用する機会を提供する事業である。また、環境政策課が借り上げる庁用車の



カーシェアリング専用電気自動車

うち 1 台は本事業による電気自動車とし、資源環境部職員も必要に応

¹⁷ 区有地の貸付による歳入は、貸付面積 31.77 m² に対し年間 66,000 円である。

じて日常業務に利用している。本事業の実施期間は令和2年12月1日から5年11月30日までの3年間で予定しており、利用件数は、令和2年度141件、令和3年度371件、そのうち資源環境部の利用は令和2年度4件、令和3年度25件であり、令和3年度の歳出決算額は72,710円（カーシェアリング利用料）であった。

環境政策課は、更なる電気自動車の利用機会の創出による普及促進、温室効果ガスの削減を推進していく必要があるため、カーシェアリングする電気自動車の台数増について検討を進めていくとしている。

⑥ 環境マネジメントシステム及び板橋エコアクション普及啓発

区内の事業所を対象に、ISO14001（国際標準化機構）、エコアクション21（環境省）、板橋エコアクション（区）といった環境マネジメントシステムを活用した環境負荷軽減活動の普及啓発を行うものである。

板橋エコアクションでは、毎年度のエネルギー使用量等を比較することで各事業所における使用量の傾向を把握し、削減のための活動目標を立て、環境配慮行動に取り組むことで省エネルギーの実現を図っている。行動の結果として、区はエコレポートの報告内容を審査した上で、認定証を発行する。ISO14001やエコアクション21は、登録・審査の作業量が多く費用もかかるのに対し、板橋エコアクションは、ISO14001を基盤とし簡単に組み入れる内容とすることで、事業所が参加しやすいようにしている。

板橋エコアクション登録者数は、図表7のとおりである。

図表7 板橋エコアクション登録者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規登録者	6者	0者	2者	0者
累計登録者	180者	180者	182者	182者

認定された事業所には、総合評価方式による一般競争入札に付する工事契約案件についての環境配慮点加算（総務部契約管財課所管）、産業融資制度を利用する際の利子補給割合加算（産業経済部産業振興課所管）といったメリットのほか、令和3年度に開始したいたばし環境アクションポイント事業（15頁①参照）において、オプションメニューとして追加ポイントが付与される特典がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、板橋エコアクションの周知が書類配布のみとなり、内容を説明会・イベントなどで詳細に紹介できなかったこともあって、令和元年度以降の新規登録者は2者に留まっている。

環境政策課は、令和4年1月に板橋区ゼロカーボンシティ表明を行ったことや、平成20年度に板橋エコアクションを開始した後、時間も経過していることから、脱炭素社会実現に向けた内容を加えるなど事業者にとって実施したいと感じてもらえるものに更新する必要があるとしている。

（2） 「基本目標2 循環型社会の実現」に関する事業の概況

① リサイクル推進員の活動

区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に理解と熱意を有する区民のうちから町会長・自治会長等が推薦した者を、リサイクル推進員として委嘱している¹⁸。リサイクル推進員の任期は2年（無報酬）であり、担任事項は次のとおりである¹⁹。

ア 清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること。

イ 資源物及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関すること。

¹⁸ 板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第8条、板橋区リサイクル推進員設置要綱第2条

¹⁹ 板橋区リサイクル推進員設置要綱第3条・第4条

- ウ 不法投棄等の関係行政機関への連絡に関すること。
- エ 不法投棄の防止に関わる情報提供に関すること。
- オ 集団回収その他の自主的リサイクル活動の普及啓発に関すること。
- カ 環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に関すること。
- キ 町会・自治会、地区環境行動委員会等での活動に関すること。

区は、リサイクル推進員に対し、資源循環推進課及びリサイクルプラザ指定管理者が開催する研修会への参加を奨励している。

リサイクル推進員数及び研修の実施状況は、図表 8 のとおりである。

図表 8 リサイクル推進員数及び研修の実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リサイクル推進員数（名）				
3 月末日現在	546	544	541	541
研修時	552	548	538	531
研修会回数（回）				
区	6	6	18	8
リサイクルプラザ	4	4	1	4
リサイクルプラザ オンライン聴講※ 1	—	—	4	4
（計）	10	10	23	16
研修会参加人数（名）				
区	159	238	260	172
リサイクルプラザ	143	134	12	52
リサイクルプラザ オンライン聴講	—	—	11	40
（計）	302	372	283	264
参加率（％）※ 2	54.7	67.9	52.6	49.7
歳出決算額（円）	51,637	53,898	40,544	30,600

※ 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・3 年度はオンラインによる研修会も開催した。

※ 2 参加率は、研修時のリサイクル推進員数に対する研修会参加人数である（小数点第二位以下を四捨五入）。

直近では、令和4年度に新たにリサイクル推進員を委嘱したが、令和4年4月1日現在のリサイクル推進員数は509人と、減少傾向にある。資源循環推進課は、町会・自治会の構成員が高齢化し、町会長・自治会長等によるリサイクル推進員



リサイクル推進員研修会の様子

の推薦が困難になっていることを減少の理由と推測している。リサイクル推進員の活動を継続するには、推薦主体を町会長・自治会長等に限らず、若い年代の人々が関われる仕組みを検討する必要がある。

② 板橋かたつむり運動出前講座

ごみの減量やリサイクルの正しい知識は、幼少期から育成する必要があるため、保育園、小学校等からの要請を受けて、資源循環推進課及び清掃事務所の職員による板橋かたつむり運動出前講座を実施している。



かたつむりのおやくそく

。「板橋かたつむり運動」は、「かたつむりのおやくそく²⁰」を合言葉に、区民や事業者とともに、ごみの減量・リサイクルを推進するものである。出前講座を通して、ごみ問題・リサイクルに関する認識や理解を深め、清掃・リサイクルに関する正しい知識を習得してもらうとともに、保育園、小学校等のみならずそれぞれの家庭においても、

²⁰ 「かたつむりのおやくそく」は、「かたづけじょうず」、「たいせつにつかう」、「つかいきる」、「むだにしない」、「りさいくる」の頭文字を取ったものであり、身近にできることからごみの減量・リサイクルに取り組むための具体的な行動を示している。

ごみ減量に率先して取り組む姿勢を育成することを目的としている。

板橋かたつむり運動出前講座の実施状況は、図表 9 のとおりである。

図表 9 板橋かたつむり運動出前講座の実施状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	実施校数	22 校	22 校	—	—
	参加人数	1,658 名	1,754 名	—	—
保育園	実施園数	22 園	21 園	—	—
	参加人数	2,345 名	1,764 名	—	—

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・3 年度は中止した。

出前講座では、スケルトン清掃車の積込体験、ごみやリサイクルについての寸劇を実施し、ごみ問題・循環型社会について小学生・未就学児がわかりやすく学べるように工夫しており好評であるが、実施校（園）数に限りがある。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での出前講座の実施が困難になっており、資源循環推進課は、今後はオンラインによる出前講座の拡大を視野に入れて進めていくとしている。

③ 集団回収の支援

10 世帯以上で構成される団体（町会・自治会、マンション管理組合等）が、日時や場所を決めて家庭から出る古紙や古布などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡すリサイクル活動であり、資源の効率的な回収や、身近なリサイクル活動を通じたコミュニティの醸成、リサイクル意識の向上を目的としている。

団体と資源回収業者は、個別に集団回収の契約を締結し、区は、集団回収を行う団体に対し、回収量に応じて報奨金を支給することで、活動を支援している。

また、資源回収業者にも報奨金を支給することで、安定的な収入を確保し、事業の継続を支援している。令和3年度の団体に対する報奨金は1kg当たり4円、資源回収業者に対する報奨金は1kg当たり新聞2円・雑誌6円・段ボール2～3円であった。

集団回収の登録団体数・登録業者数の状況は図表10、集団回収の実績は図表11のとおりである。

図表10 集団回収の登録団体数・登録業者数の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体数	906 団体	908 団体	901 団体	900 団体
登録業者数	32 者	32 者	28 者	28 者

図表11 集団回収の実績

(単位：kg)

回収品目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞	4,774,518	4,145,439	3,555,390	3,438,720
雑誌	3,504,383	3,424,455	3,522,370	3,261,815
段ボール	4,028,145	4,037,410	4,683,785	4,727,785
紙パック その他古紙	2,037	2,871	1,673	2,518
古布	279,625	289,013	254,192	240,237
金属類	195,422	191,245	205,889	195,611
びん類※	178	57	9	12
合 計	12,784,308	12,090,490	12,223,308	11,866,698
歳出決算額 (円)	88,723,779	89,217,519	96,456,837	94,536,369

※びん類の回収量が大幅に減少しているのは、びん類の集団回収を行う団体の減による。

④ 商店街・オフィスリサイクルへの支援

板橋区資源リサイクル事業協同組合²¹と区の協定に基づき、区内における事業系排出物のリサイクル事業（オフィスリサイクル事業）を実施している。事業系古紙のリサイクルは、従前、民間の回収事業者が行っていたが、古紙相場の下落により継続が困難になったため、排出量の少ない事業所や商店が低コストかつ取り組みやすい方法で古紙のリサイクルができるようにした。

板橋区資源リサイクル事業協同組合は、オフィスリサイクル事業に参加する各事業所・商店街と回収契約を結び、事業所からはOA用紙、新聞、雑誌、段ボールなどを、商店街からは段ボールを回収する²²。区は、オフィスリサイクル事業の周知と実施状況の把握を担当する。

オフィスリサイクル事業の実施状況は、図表12のとおりである。

図表12 オフィスリサイクル事業の実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加事業所数	144所	148所	162所	174所
参加商店街数	21か所	21か所	21か所	21か所
回収量	191t	183t	188t	198t

⑤ 食品ロス対策講座

資源循環推進課は、食品ロス削減を推進するため、区内在住・在勤・在学者を対象に、食材を無駄にせず有効に使う様々な方法を学ぶ講座を実施している。

食品ロス対策講座の実施状況は、図表13のとおりである。

²¹ 板橋区資源リサイクル事業協同組合とは、区内の資源回収事業者が加入し、再生資源回収、資源化業務の共同受注等の事業を行う団体のことである。中小企業等協同組合法に基づき、共同事業を行うために設立されている。

²² 令和3年4月1日付け板橋区オフィスリサイクル事業に関する協定書による。

図表 13 食品ロス対策講座の実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催日時	11 月 27 日 (火) 14:00～15:30	12 月 12 日 (木) 13:00～16:00	10 月 17 日 (土) 13:30～15:15	10 月 17 日 (日) 13:00～15:00
開催場所	グリーンホール 2 F ホール	文化会館 小ホール	文化会館 大会議室	グリーンホール 601 会議室
テーマ	余りがちな野菜と食材と調味料のまろごと活用法	食べきりトークショー・映画上映会 ※	冷蔵庫の食材を使い切る！～災害時にも役立つローリングストック法～	もう捨てない!?野菜くず活用方法のいろいろ
参加人数	39 名	222 名	23 名	37 名
歳出決算額	54,569 円	964,108 円	19,000 円	19,000 円

※令和元年度は「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」(39 頁②参照)の一環として食品ロス対策講座を実施した。

⑥ たい肥づくり講習会

資源循環推進課は、ごみ減量の普及啓発のため、区内在住・在学の小学生やその保護者を対象に、自宅でもたい肥を作ってもらえるように、野菜くずなどの生ごみからたい肥を作る方法を学ぶ講習会を実施している。

たい肥づくり講習会の実施状況は、図表 14 のとおりである。

図表 14 たい肥づくり講習会の実施状況

区 分	開催日時	開催場所	参加人数	歳出決算額
平成 30 年度	第 1 回 7 月 21 日 (土) 9:30～11:30	グリーンホール 601 会議室	24 名 (9 組)	45,000 円
	第 2 回 3 月 6 日 (水) 9:30～11:30	下赤塚地域センター・レクリエーションホール	6 名	
	第 3 回 3 月 9 日 (土) 13:00～15:00	高島平区民館 ホール	15 名	

令和元年度	第1回	7月13日(土) 13:30~15:30	きたのホール・レクリエーションホール	23名 (10組)	30,000円
	第2回	2月28日(金) 9:30~11:30	富士見地域センター・レクリエーションホール	17名	
令和2年度		7月12日(日) 13:30~15:30	きたのホール・レクリエーションホール	35名 (15組)	15,000円
令和3年度		7月11日(日) 13:30~15:30	富士見地域センター・レクリエーションホール	37名 (15組)	15,000円

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度・3年度の開催回数は1回となった。

資源循環推進課は、夏休みの自由研究に活用できるように、親子で参加するたい肥づくり講習会の開催日を夏休み前の7月上旬に設定し、区内小学校全ての第4学年児童にチラシを配布したほか、開催場所周辺の小学校については第3学年・第5学年の全児童にもチラシを配布し、周知を図った。

⑦ 資源回収事業²³（拠点回収）

プラスチック容器包装類、紙パック、乾電池の再製品化及び古布・古着、廃食用油、使用済み小型家電の再資源化を進めるため、区は、拠点回収場所を設け、これらの資源の回収を行っている。拠点回収場所は、区役所、地域センター、児童館、保育園、学校等の区施設のほか、拠点回収について協力を得られた商業施設、金融機関等である。区民は、最寄りの拠点回収場所に資源を持ち込むことにより、再製品化・再資源化に協力している。

拠点回収場所の数は回収する資源によって異なり、食品用トレイ・ボトル容器（87か所）、紙パック（233か所）、乾電池（256か所）、廃

²³ 区の資源・ごみ処理の流れについては参考資料-3（板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025・15～17頁）を参照

食用油（12 か所）、古布・古着・使用済み小型家電（13 か所）である（令和 4 年 5 月現在）。

拠点回収の実施状況は、図表 15 のとおりである。

図表 15 拠点回収の実施状況

（単位：kg）

区 分	回収開始年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
紙パック	平成 3	36,870	34,110	36,320	37,620
乾電池	平成 3	71,220	54,630	59,300	56,760
食品用トレイ	平成 19	7,430	7,800	8,780	9,710
食品用ボトル	平成 19	11,300	10,850	11,040	10,520
古布・古着	平成 23	88,904	95,608	89,674	119,190
廃食用油	平成 23	4,990	5,250	4,160	4,600
小型家電	平成 26	5,020	4,911	5,428	6,620
歳出決算額（円）		33,792,781	33,715,637	32,838,321	32,702,368

区は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月 1 日施行）に市町村の分別収集及び再商品化に係る規定が設けられたこともあり、全てのプラスチック使用製品の分別収集を検討している。このため、プラスチックを使用した食品用トレイ・ボトルについては今後、現行の可燃ごみ、不燃ごみなどと同様に集積所で分別収集することになる。区は、プラスチック使用製品の収集方法を変更するに当たっては、区民にわかりやすい説明を十分に行い、区民の理解・協力を得られるよう努める必要がある。

⑧ 食品用トレイ・ボトル容器のモデル回収

現在、拠点回収のみを行っている食品用トレイ・ボトル容器について

て、将来的な集積所回収実施に向けて、モデル地域においてトレイ・ボトルの分別回収を行い、排出量、飛散防止、回収容器の検討等の課題を検証する事業である。大規模マンション²⁴（174 か所）と区内の一部集積所（46 か所）がモデル回収に参加しており、資源循環推進課は、平成 28 年 6 月に本事業を開始するに当たり、該当する大規模マンション約 210 棟を 1 棟ずつ訪問し、チラシを配布するとともに協力を依頼した。

モデル回収の実施状況は、図表 16 のとおりである。

図表 16 モデル回収の実施状況

（単位：kg）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
トレイ回収量	7,010	7,800	8,880	8,780
ボトル回収量	8,210	9,580	11,430	11,810
歳出決算額（円）	16,762,000	17,877,000	17,322,000	17,596,000

（3） 「基本目標 3 自然環境と生物多様性の保全」に関する事業の概況

① 雨水貯留タンク設置費補助及び雨水浸透ます設置費補助

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第 3 条第 1 項に定める、水環境保全のための地下水及び湧水の保全に必要な措置の一環として実施している補助事業である。

雨水貯留タンク設置費補助は、雨水の有効利用及び水循環に配慮した生活様式の普及のため、雨樋に雨水貯留タンクを接続することにより雨水の流出抑制を図り、貯めた雨水を庭木への散水や打ち水、災害時等の雑用水として利用してもらえるように、雨水貯留タンク設置者に補助金を交付するものである。補助金の対象経費は、雨水貯留タンク本体及び架台の購入に要する費用であり、購入費の 2 分の 1 を補助

²⁴ 大規模マンションとは、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱に基づき、区が廃棄物の保管場所などの設置を義務づけている延床面積 3,000 m²以上のマンションを指す。

する（同一年度内の補助上限額は 22,000 円）²⁵。

雨水浸透ます設置費補助は、雨水ますの底面及び側面を砕石で充填し雨水を地下にしみ込ませることにより、雨水の流出抑制と湧水の保全を図るため、雨水浸透ます設置者に補助金を交付するものである。補助金の対象経費は、雨水浸透ます設置に係る本体及び付帯工事に要する費用



雨水貯留タンク（150Lタイプ）

であり、湧水保全地域については3分の2を、それ以外の地域については2分の1を補助する（同一年度内の補助上限額は 200,000 円）²⁶。

雨水貯留タンク・雨水浸透ます設置等の状況は、図表 17 のとおりである。

図表 17 雨水貯留タンク・雨水浸透ます設置等の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
雨水貯留タンク	17 個	12 個	16 個	16 個
雨水浸透ます	0 基	0 基	0 基	0 基
歳出決算額	233,000 円	249,384 円	250,000 円	241,000 円

雨水浸透ますは設置無しの状況が続いている。環境政策課はその理由として、平成 4 年度から 23 年度までの 20 年間に、区が設置業務を委託し区の経費で既に 3,000 基余りを設置したこと、庭付き戸建て住宅が対象であり設置できる住宅に限られること、区内には標高が低いため雨水浸透ますを設置できない地域があることを挙げている。

²⁵ 板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付要綱第 4 条

²⁶ 板橋区雨水浸透ます設置費補助金交付要綱第 5 条。湧水保全地域は、同要綱別表第 1 による。

② 区民参加型いきもの情報共有事業等共生事業

区は、区内に生息するいきものに関する情報を区民から収集することにより得られた情報を区民と共有し自然との共生を推進すること、また、外来生物の侵入状況や温暖化指標種²⁷の確認により地球温暖化の影響を把握し、生物多様性について理解を深め、区内の自然を保全していくことを目的に、令和元年度から3年間、毎年度季節を変えて、「区民参加型いきもの情報共有事業」を実施した。民間事業者に委託して行った事業の内容は、区内の自然やいきもの情報収集、自然観察会・報告会の開催、ニュースレターの発行、収集情報のWebサイト（環境省運営）²⁸への登録であった。

環境政策課は、多くの情報が収集できるよう誰でも参加可能とし、調査期間内であれば何度でも報告できるようにした。また、情報の報告についても、区ホームページの報告フォームへの入力、電子メールでの送信、環境政策課窓口への持参・郵送といった様々な方法を用意した。

区民参加型いきもの情報共有事業の実施状況は、図表18のとおりである。

図表18 区民参加型いきもの情報共有事業の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ参加者数	478名	810名	973名
区民等からの報告件数	2,228件	2,709件	4,205件
いきものの種数	268種	568種	583種
歳出決算額	1,780,000円	1,870,000円	1,903,000円

²⁷ 温暖化指標種とは、温暖な気候でしか生息できない南方系の種で、周辺環境の温暖化の指標となる種のことである。区内では、ツマグロヒョウモンという蝶やアオドウガネという中型コガネムシが確認されている。

²⁸ 生物情報収集サイト「いきものログ」。自然環境の変化により生物の生息分布が変化していることから、情報収集を目的に運営されている。

区民参加型いきもの情報共有事業は3年間の時限事業だったが、環境政策課は、今後、3年間で集めたデータの有効活用、新たな方法を用いたデータ収集及び公開、スマートフォンアプリを活用した調査等に取り組むとしている。

また、環境政策課は、いきものとの共生事業として、ビオトープの維持管理事業を行っている。同事業は、区民と区が協力して設計・整備した自然の水辺を、区民と区のパートナーシップにより、地域に固有の生物が生息できるビオトープとして保全



赤塚溜池公園ビオトープ

し、身近な自然と共存するまちづくりを推進するものである。具体的には、区立赤塚溜池公園内自然池等にビオトープを設置し、ボランティア団体「いたばし水と緑の会」との協定（平成15年3月締結）により運営している。ビオトープを開放すると外来生物の侵入等により質を保てないことから、通常は閉鎖管理としている。

(4) 「基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現」に関する事業の概況

① 環境保全に関する研修会等の実施

環境政策課は、区内の事業者を対象に、地球温暖化対策や省エネルギー対策等に関する意識啓発・情報提供を行い、事業所における環境保全活動を推進するため、環境保全に関する研修会等を実施している。区は、1) 区内に工場・事業所を有する法人・個人で組織される団体であり区内事業者のニーズを的確に把握できること、2) 環境に特化した内部組織「環境管理研究会」があり環境関連法や環境技術の専門的な情報を有していること、3) 区と緊密に連携しつつ区内事業者

対し効率的に情報提供ができることを理由に、随意契約により産業連合会に研修会等の実施を委託している。委託内容の主なものは、研修会・見学研修会等の企画・実施及び「いたばし環境管理ニュース」の発行である。

環境保全に関する研修会等の実施状況は、図表 19 のとおりである。

図表 19 環境保全に関する研修会等の実施状況

区 分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
研修会実施回数	3 回	5 回	4 回	4 回
研修会参加人数※ 1	123 名	130 名	100(66)名	115(101)名
見学研修会実施回数	1 回	1 回	—	—
見学研修会参加人数	24 名	17 名	—	—
いたばし環境管理ニ ュース発行回数※ 2	12 回	6 回	7 回	7 回
歳出決算額	600,000 円	600,000 円	500,000 円	470,000 円

※ 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・3 年度は見学研修会を実施せず、研修会は会場とオンラインの両方で実施した。

研修会参加人数欄の（ ）内はオンライン参加人数である（内数）。

※ 2 発行部数は 1 回当たり 180 部である。

区と緊密に連携しつつ区内事業者に対し効率的に情報提供ができるが、産業連合会の加入事業者数は 400 者程度であり、環境管理研究会の構成員は 52 事業所と、区内の全事業者数に比して少数である。地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する意識啓発・情報提供は、既存の事業者に限らず新たに起業する事業者に対しても求められる。環境政策課には、産業連合会に留まらず、産業分野で区内事業者と接点がある団体との連携を視野に入れた環境保全活動の推進が望まれる。

② 板橋クリーン作戦

板橋をポイ捨てのないきれいなまちにするため、春と秋の一定期間、参加者（区民・事業者・団体）に区内の道路や歩道などの清掃活動を行ってもらう全区的統一環境行動であり、行動会議の所掌事項である「清掃その他自主的な環境美化活動」（12 頁図表 4 ①(ウ)参照）の一環として実施している。参加希望者は、日程、人数、場所等を記載した実行計画書を資源循環推進課に提出後、申請した日時に清掃活動をし、ごみを分別して申請した集積所に排出した上で、日程、人数、ごみの量等を記載した実行報告書を提出する。また、楽しみながら板橋のまちを美しくするイベントとして、チームで協力して 60 分間ごみを拾い、その成果を競い合う「板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権」を年に 1 回実施している。

板橋クリーン作戦の実施状況は、図表 20 のとおりである。

図表 20 板橋クリーン作戦の実施状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
春の板橋クリーン作戦	実施期間	5 月 19 日～ 6 月 5 日	5 月 18 日～ 6 月 2 日	5 月 16 日～ 31 日	5 月 22 日～ 6 月 6 日
	参加者数	10,186 名	10,076 名	—	—
	参加団体数	250 団体	248 団体	—	—
	ごみ袋数(45ℓ)	3,051 袋	3,224 袋	—	—
秋の板橋クリーン作戦	実施期間	11 月 1 日～ 30 日	11 月 1 日～ 30 日	11 月 1 日～ 30 日	11 月 1 日～ 30 日
	参加者数	10,250 名	9,507 名	—	—
	参加団体数	240 団体	240 団体	—	—
	ごみ袋数(45ℓ)	4,180 袋	3,225 袋	—	—
ごみ拾い選手権	実施日	2 月 23 日	2 月 22 日	2 月 20 日	2 月 19 日
	参加者数	26 名	—	—	22 名
歳出決算額		174,942 円	101,506 円	51,346 円	30,600 円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・3 年度の板橋クリーン作戦及び令和元年度・2 年度のごみ拾い選手権は中止した。

(5) 「基本目標5 『環境力』の高い人材の育成」に関する事業の概況

① 協働プロジェクト（環境協働講座）

環境政策課は、区民・区民団体・事業者・学校等の各主体が行う環境保全活動を推進するとともに、環境教育に寄与する人材を育成することを目的として、区民を対象とした講座を実施してきた。協働プロジェクト（環境協働講座）は、環境教育に関する豊富な経験と実績を有する区民団体や大学に委託して行っていたが、エコポリスセンターで実施している講師派遣事業と類似することから、令和4年度以降、エコポリスセンターの事業に移行となった。

協働プロジェクト（環境協働講座）の実施状況は、図表21のとおりである。

図表21 協働プロジェクト（環境協働講座）の実施状況

区分	実施日	実施場所	テーマ	参加人数	歳出決算額
平成30年度	10月9日 (火)	赤塚公園	いきものがいっぱい・バッタ広場でいきものたんけんをしよう	北前野小 第3学年 児童	131,280円
	12月1日 (土)	エコポリスセンター	ひょうたんに絵を描いてみよう	29名	
	3月2日 (土)	東京家政大学	かいそうのくふう	28名	
令和元年度	7月27日 (土)	弥生集会所	ひょうたんに絵を描いてみよう	47名	98,500円
令和3年度	8月5日 (木)	中央図書館	紙のかざぐるまで電気をおこせるかな	20名	60,000円
			2050年の板橋をこうしたい (参加型展示)	80名	

※令和元年度は台風のため1回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止となり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定していた3回とも中止となった。

② 板橋区環境教育プログラムの実施

板橋区環境教育プログラムは、様々な環境学習の事例を参考にしながら、区独自の情報や特性も踏まえた環境教育のためのプログラムであり、各主体が行う環境保全活動を推進するとともに、環境教育に寄与する人材を育成することを目的としている。

同プログラムは、保育園・児童館、あいキッズ、区立幼稚園・小中学校等において実践されている。

板橋区環境教育プログラムの実施状況は、図表 22 のとおりである。

図表 22 板橋区環境教育プログラムの実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
プログラムを活用した 区立保育園・幼稚園・ 小中学校の割合※	79.8%	79.5%	69.4%	60.4%
プログラムを活用した 実証授業の実施回数	3 回	8 回	6 回	6 回
歳出決算額	711,011 円	502,864 円	394,724 円	377,563 円

※令和 2 年度・3 年度に割合が減少したのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためプログラムを利用する事業を中止・縮小した保育園・幼稚園・小中学校が多かったことによる。



プログラムを利用した
環境学習の様子（保育園）
「シロクマさんのきもち」



プログラムを利用した
環境学習の様子（中学校）
「生態系の中の生物の役割」

(6) 「基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現」に関する事業の概況

① 緑のカーテン事業

区民・区民団体・事業者・学校等の各主体が行う環境保全活動を推進するとともに、緑のカーテン事業を通じて環境教育に寄与する人材を育成することを目的とした事業である。本事業では、「緑のカーテンサポートクラブ」（緑のカーテンに精通している個人による会員制グループ）との協働により、緑のカーテン講習会、エコライフフェア、環境なんでも見本市等のイベントにおける動画配信、植物の育成相談を実施している。緑のカーテン講習会は、各地域センターからの依頼により実施し、講師や講師補助者は、緑のカーテンサポートクラブの会員又はエコポリスセンターの職員が務めている。

緑のカーテン事業の実施状況は、図表23のとおりである。

図表23 緑のカーテン事業の実施状況

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
緑のカーテン講習会 開催回数	9名	9名	—	—
緑のカーテン講習会 参加者数	256名	259名	—	—
緑のカーテンサポ ートクラブ会員数 (各年度末日現在)	8名	13名	10名	6名
歳出決算額	16,500円	12,600円	3,000円	1,400円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・3年度の緑のカーテン講習会は中止した。

環境政策課は、令和4年度以降、緑のカーテンサポートクラブ会員をエコライフサポーター（エコポリスセンターの個人ボランティア）に移行するとともに、緑のカーテンサポートクラブとの協働事業もエコポリスセンターが行うこととした。エコポリスセンターへの移行に

より、環境政策課は、指定管理者が持つノウハウや様々な主体とのつながりを活用し、また、エコライフサポーターとしてより広く環境への取組に関わることができる指導者を養成し、効果的・効率的に事業を展開するとしている。

② いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動

ごみの減量・リサイクルに向けた取組のうち食品ロスの削減を積極的に推進していくため、区内全域で「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」（以下「食べきりチャレンジ運動」という。）を実施している。食べきりチャレンジ運動は、食品ロスが発生しやすい年末年始の12月・1月を「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」とし、飲食店・小売店の協力を得て食品ロス削減の啓発を行うものである。飲食店・小売店の協力内容には、小盛・ハーフサイズメニューなどのメニュー提示、ご飯・麺などの量の調節、ばら売り・量り売りの実施、閉店間際・消費（賞味）期限間近の値引き等がある。

食べきりチャレンジ運動の実施状況は、図表24のとおりである。



食べきりチャレンジ
リーフレット（表紙）

図表24 食べきりチャレンジ運動の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協力店舗数	27 店舗	37 店舗	37 店舗
歳出決算額	353,579 円	180,431 円	294,781 円

資源循環推進課は、健康生きがい部健康推進課から健康づくり協力店の情報提供を受け、健康づくり協力店に食べきりチャレンジ運動への参加を呼びかけている。また、令和3年度は、食べきりチャレンジ運動への協力店舗を増やす取組として、参加者が複数の協力店を利用することで景品が当たるスタンプラリーを実施した。

③ フードドライブの実施

食品ロスを削減し、余っている食材の有効活用を図るため、区民が各地域センター等に持参した家庭で余っている食品・飲料を、社会福祉法人板橋区社会福祉協議会を通じて子どもの居場所づくり活動団体（子ども食堂等）へ提供するほか、フードバンクいたばしを通じて食品・飲料を必要とする団体や施設等に提供する事業である。区民が持参できる食品・飲料は、1）未開封で、包装や外装が破損していないもの、2）びん詰めではないもの、3）常温保存が可能なもの、4）賞味期限が3か月以上先で明記されているものといった条件を全て満たすものとなっている。

フードドライブの実施状況は、図表25のとおりである。

図表25 フードドライブの実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
提供者数	97名	145名	314名	496名
提供個数	1,064個	1,561個	3,861個	6,004個
重量	305.0kg	444.0kg	898.0kg	1,538.7kg
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・蓮根・常盤台地域センター（各1日） ・区役所1階イベントスペース（2日） ・赤塚支所（2日） ・富士見まつり（1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓮根・常盤台・富士見・高島平地域センター（各1日） ・区役所1階イベントスクエア（3日） ・赤塚支所（2日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・18地域センター（通年） ・区役所1階イベントスクエア（3日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・18地域センター（通年） ・区役所1階イベントスクエア（4日）
歳出決算額	0円	0円	95,920円	23,760円

※実施場所欄の（ ）内は、実施日数又は実施期間である。

令和2年度以降は全ての地域センターで年間を通じてフードドライブを実施したことにより、提供者数・提供回数・重量とも増加している。

④ 喫煙マナーアップキャンペーン

吸い殻等のポイ捨てや歩きたばこ等の迷惑喫煙行為を防止し、清潔で快適な生活環境の確保を図るため、区職員と喫煙マナーアップ推進員の協働により、区内及び区周辺の合計21駅頭にて、清掃活動や区民・事業者への呼びかけを通じて喫煙マナーの向上について啓発を行っている。

喫煙マナーアップ推進員は、公募によるボランティア（無報酬）であり、区長が委嘱する（任期は2年）。喫煙マナーアップ推進員の要件は、1）年齢満18歳以上、2）区内に在住、在勤又は在学、3）月2回以上活動できることである²⁹。また、活動内容は、1）歩きたばこ等迷惑喫煙を防止するための啓発活動、2）吸い殻等散乱ごみの清掃活動、3）区が実施する路上喫煙対策事業への協力活動、4）路上禁煙地区内での路上喫煙者に対する啓発活動とされている³⁰。

喫煙マナーアップキャンペーンの実施状況は、図表26のとおりである。

図表26 喫煙マナーアップキャンペーンの実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	25回	22回	—	8回
参加人数（延べ）	314名	274名	—	75名
喫煙マナーアップ推進員登録人数	87名	93名	100名	82名

²⁹ 板橋区喫煙マナーアップ推進員設置要綱第2条

³⁰ 板橋区喫煙マナーアップ推進員設置要綱第6条

路上禁煙地区におけるポイ捨て 月平均本数	995 本	892 本	722 本	626 本
歳出決算額	48,052 円	39,901 円	41,002 円	275,804 円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の喫煙マナーアップキャンペーンは中止した。

喫煙マナーについては、喫煙マナーアップ推進員のほか、区が委託した喫煙マナー指導員による呼びかけが区内全駅で行われている³¹。区が指定する路上禁煙地区（8か所）では、たばこのポイ捨て月平均本数が毎年度減少している。

⑤ ポイ捨て防止キャンペーン

環境に対する意識を高め、区を散乱ごみのないきれいなまちにするため、人通りが増える12月中の9日間をポイ捨て防止キャンペーン期間とし、区民・事業者・団体と区が協働で、ポイ捨て防止の呼びかけ、ポイ捨て防止啓発品の配布、清掃等の環境美化活動を実施している。板橋クリーン作戦（35頁②参照）と同様に、行動会議の所掌事項である「清掃その他自主的な環境美化活動」（12頁図表4①（ウ）参照）の一環として実施している。参加希望者は、日程、人数、場所等を記載した計画書を資源循環推進課に提出後、申請した日時に啓発活動をし、日程、人数、場所等を記載した実行報告書を提出する。

ポイ捨て防止キャンペーンの実施状況は、図表27のとおりである。

³¹ 委託料の歳出決算額は27,410,900円（令和3年度）

図表 27 ポイ捨て防止キャンペーンの実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施期間	12 月 1 日 ～9 日	12 月 7 日 ～15 日	12 月 5 日 ～13 日	12 月 4 日 ～12 日
参加団体数	64 団体	62 団体	—	—
参加人数 (延べ)	1,202 名	1,383 名	—	—
歳出決算額	300,780 円	314,050 円	16,500 円	142,725 円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・3 年度のポイ捨て防止キャンペーンは中止した。

⑥ エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助

区は、各地区の環境美化を図るため、地域センターごとに設置されたエコポリス板橋地区環境行動委員会（以下「地区委員会」という。）の環境活動に対して補助を行っている。補助対象の経費は、地区委員会の運営に要する経費、清掃、環境美化及び資源循環型社会の形成を目的とした活動に要する経費等であり、補助率は、令和 2 年度までは 4 分の 3（補助上限額 405,000 円）、令和 3 年度以降は 2 分の 1（補助上限額 270,000 円）である。

補助金交付の手続は、次のとおりである。

- ア 各地区委員会が区に申請書（年間計画書・年間収支予算書、役員名簿、地区委員会規約を添付）を提出
- イ 区は申請内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは各地区委員会に補助金の交付決定を通知
- ウ 各地区委員会からの補助金の請求に基づき、区が補助金を交付
- エ 各地区委員会は、年度内の活動終了後、活動実施報告書（収支決算書）を区に提出
- オ 区は、報告書を審査・補助金額を確定し、各地区委員会に通知
- カ 補助金の交付額が確定額を上回った場合、各地区委員会は差額を区に返還

各地区委員会への補助金（確定額）の交付状況は、図表 28 のとおりである。

図表 28 各地区委員会への補助金（確定額）の交付状況（単位：円）

各地区委員会・地区名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
板橋	405,000	275,997	247,762	68,197
熊野	405,000	405,000	70,879	112,079
仲宿	405,000	226,339	16,335	47,600
仲町	405,000	280,699	0	11,361
富士見	405,000	294,465	42,339	117,131
大谷口	405,000	405,000	128,541	101,900
常盤台	405,000	405,000	11,080	53,047
清水	405,000	405,000	259,974	243,968
志村坂上	405,000	405,000	83,245	45,918
中台	405,000	405,000	233,046	219,671
蓮根	405,000	405,000	137,963	125,443
舟渡	405,000	405,000	106,487	8,723
前野	405,000	215,986	16,472	8,117
桜川	405,000	297,576	303,441	20,664
下赤塚	405,000	405,000	405,000	270,000
成増	405,000	405,000	12,600	0
徳丸	405,000	358,027	169,448	119,396
高島平	405,000	405,000	0	45,488
合 計	7,290,000	6,404,089	2,244,612	1,618,703

各地区委員会は、清掃、環境美化及び資源循環型社会の形成を目的とした活動として、緑のカーテン講習会、環境講演会、リサイクル工作教室、子どもの環境教育活動（清掃工場や環境保全活動に取り組む工場の見学）、びん・缶・吸い殻の収集、区立小中学校校区内の地域清掃活動等を行っていた。

平成 30 年度は全ての地区委員会で補助上限額の交付を受けていた。一方、令和元年度以降は各地区委員会間で差異が生じており、新型コ

コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が中止となり、補助金の交付を受けていない地区委員会もあった。資源循環推進課は、補助率が4分の3から2分の1に改定となった影響や今後の地区委員会の活動の再開状況を注視していくとしている。

⑦ エコポリス板橋環境活動大賞表彰等

区は、区民や団体、企業等の「エコライフスタイル」の支援、環境保全に関する意識向上を通じて、環境戦略に基づく施策の総合化を推進することを目的として、エコポリス板橋環境活動大賞を設け表彰し、また、地区委員会委員に対し感謝状を贈呈している。

ア エコポリス板橋環境活動大賞表彰

エコポリス板橋環境活動大賞の対象者は、環境保全活動に積極的に取り組み、その功績が顕著な、団体、個人、事業者である。区の公募に応じ対象者が応募した内容は、エコポリス板橋環境活動大賞選考審査会³²による審査を経て、同審査会が被表彰対象者を選出、区長に推薦し、区長が被表彰者を決定する。平成30年度は、バス停の掃除（個人）、板橋エコアクションを通じたエネルギー節減活動・環境保全活動（2事業者）の3件が奨励賞を受賞し、令和元年度は、地域コンポスト活動（個人）、環境に配慮した塗料の開発（事業者）の2件が優秀賞を受賞したほか、公園清掃・花植え活動（団体）など7件が奨励賞を受賞している。

エコポリス板橋環境活動大賞は、「地域環境・エコライフスタイル部門」、「産業環境アクション部門」、「環境教育部門」の3部門により構成されるため、資源循環推進課は、全ての地域センター、産業経済部産業振興課、区内の小中学校・高等学校・保育園・幼稚園のほか、産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支

³² エコポリス板橋環境活動大賞選考審査会は、学識者2名、区職員2名で構成されている。

部、いたばし総合ボランティアセンターに対しても、応募の周知を依頼している。

イ 感謝状の贈呈

区は、地区委員会委員として原則4年以上継続して活動し、その功労が顕著な者が退職する場合、各地区委員会会長の推薦があった者に対し、感謝状を贈呈している。

エコポリス板橋環境活動大賞表彰等の実施状況は、図表29のとおりである。

図表29 エコポリス板橋環境活動大賞表彰等の実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募数	5件	12件	—	—
表彰数	3件	9件	—	—
感謝状贈呈者数	42名	18名	38名	34名
歳出決算額	66,680円	105,630円	65,340円	31,086円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・3年度のエコポリス板橋環境活動大賞表彰は中止した。

4 環境活動の推進に係る施設の現況

(1) 施設の概況

区は、環境活動の推進に係る施設として、平成7年度にエコポリスセンター（環境政策課所管）を、平成17年度にリサイクルプラザ（資源循環推進課所管）を設置している。

エコポリスセンター及びリサイクルプラザの概況は、図表30のとおりである。

図表30 エコポリスセンター及びリサイクルプラザの概況

区 分	エコポリスセンター	リサイクルプラザ
開設年月	平成7年4月	平成18年1月
所在地	板橋区前野町四丁目6番1号	板橋区舟渡四丁目16番6号
設置目的	だれもが快適に暮らせる社会を目指して、地域環境から地球的規模の環境にまで配慮した生活様式を普及促進することにより、人と環境の共生する都市の形成に寄与し、もって、区民の生活環境の向上に資する。	資源の有効利用に関する区民意識の啓発並びに知識及び経験の普及を図り、資源循環型社会の形成に寄与する。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ①身近な環境から地球環境に至る幅広い情報の収集及び提供に関すること。 ②環境教育及び環境学習に関すること。 ③地球温暖化防止及び資源の循環に関する知識の普及、意識の啓発及び活動の促進に関すること。 ④①～③に掲げる事業に関する人材及び団体の育成支援に関すること。 ⑤施設の利用に関すること。 ⑥その他区長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ①資源の有効利用、ごみの問題等に関する資料の収集及び情報の提供に関すること。 ②不用品の再生、展示、提供等に関すること。 ③資源循環型社会に関する学習及び活動の場の提供に関すること。 ④その他区長が必要と認める事業
施設	<ul style="list-style-type: none"> ①視聴覚ホール ②環境学習室 ③環境工作室 ④環境実験室 ⑤環境情報資料室 ⑥環境研修室 	<ul style="list-style-type: none"> ①プラザスペース ②多目的室（第1～第3） ③シャワー・ロッカー室 ④駐車場

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3月曜日（当日が祝日の場合は、その翌日） ・12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年1月3日まで
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出施設：9時～21時30分 ・その他：9時～17時 	<ul style="list-style-type: none"> ・9時～17時

※図表 30 は、東京都板橋区立エコポリスセンター条例及び東京都板橋区立リサイクルプラザ条例による。エコポリスセンターの施設①・②及びリサイクルプラザの施設②～④は貸出施設である。

※エコポリスセンターの延床面積は 3,100.87 m²、リサイクルプラザ（プラザゾーン）の延床面積は 1,584.86 m²である。なお、リサイクルプラザには、びん・缶の資源化施設（処理ゾーン）が併設されている。

（2）エコポリスセンターの運営

① 概要

平成7年度に設置した当初は区の直営だったが、民間事業者のノウハウの活用を目的として平成24年度に指定管理者制度を導入し、同年度以降は指定管理者が管理運営を行っている。指定管理期間は5年間であり、現在の指定管理期間は令和4年度から8年度までである。



エコポリスセンター

指定管理者は、区と締結した基本協定及び年度協定に基づき施設の管理を行うほか、毎年度区に提出し承認を受けた事業計画書に従って、エコポリスセンターにおける事業を展開している。エコポリスセンターにおける事業は一部に環境政策課（環境教育係）が実施していた事業と重複する点があったことから、令和4年度に、計画立案部分は環境政策課が担い、現場での実践部分は指定管理者が担う形で役割分担を明確化した。

エコポリスセンターの運営に係る経費の状況は、図表 31 のとおり

である。

図表 31 エコポリスセンターの運営に係る経費の状況 (単位：円)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指定 管理 者の 収 入	利用料金 収入	55,311	41,610	43,845	210,535
	提案事業 収入	1,453,600	1,140,100	309,750	468,500
	指定管理料	144,785,000	145,637,269	147,366,305	140,413,422
	その他 ※ 1	1,226,400	1,128,400	885,110	708,264
収入合計		147,520,311	147,947,379	148,605,010	141,800,721
指定管理者から 区への歳入 (決算額) ※ 2		0	0	177,536	1,931,175
区の歳出 (決算額) ※ 3		144,785,000	145,639,279	147,368,305	140,428,522

※ 1 その他は、生活用品修理再生事業「現代のいかけやさん」(職人による壊れた日用品・傘・靴等の有料修理)によるものだが、同事業は令和 3 年度に終了した。

※ 2 基本協定及び年度協定に基づき指定管理者の収支内容について利益等の率が一定の率を超過した場合に指定管理者が区に還元した額である。

※ 3 令和元～3年度の指定管理料と区の歳出決算額が一致しないのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため貸出施設のキャンセルに伴う利用料金の還付が発生した際、当該利用料金を区が指定管理者に補償補填及び賠償金として支払ったことによる。

② エコポリスセンターの利用状況

エコポリスセンターの利用状況は、図表 32 のとおりである。

図表 32 エコポリスセンターの利用状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
来館者数（人）	145,337	161,537	174,661	107,898	127,482
視察					
行 政	4 件	7 件	6 件	2 件	7 件
教 育	15 件	34 件	24 件	40 件	35 件
企業等	31 件	36 件	17 件	36 件	128 件
マスコミ取材					
テレビ・ラジオ	7 件	11 件	9 件	4 件	2 件
新聞・雑誌等	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
貸出施設					
視聴覚ホール					
利用団体数	33 団体	81 団体	56 団体	33 団体	48 団体
利用人数	538 人	1,071 人	914 人	459 人	628 人
環境学習室					
利用団体数	165 団体	176 団体	142 団体	62 団体	96 団体
利用人数	2,162 人	2,025 人	1,459 人	518 人	902 人

来館者数は、平成 29 年度から令和元年度までは前年度比で 111.1%、108.1%と増加していたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 4 月 4 日から 6 月 1 日まで全館休館とした影響もあって、令和元年度比で 38.2%の大幅減少となった。令和 3 年度も 4 月 26 日から 5 月 31 日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全館休館としたが、前年度に比べ 18.2%の増と来館者数は持ち直している。

環境政策課は、令和 3 年度の企業等の視察件数が大幅に増加した理由を、指定管理者が「いたばし産業見本市」に出向き、区内企業にエコポリスセンター事業への協力を求めるなど取り組んだ成果であるとしている。

③ 環境情報資料室の利用状況

エコポリスセンターは、個人会員登録をした者に対し、環境情報資料室の図書、ビデオテープ等の貸出しを行っている。個人会員登録ができるのは、原則として区内在住・在勤・在学者であり、図書の貸出冊数は登録者1人につき5冊まで（貸出期間は2週間以内）、ビデオテープ等の貸出本数は登録者1人につき3本まで（貸出期間は1週間以内）である³³。

環境情報資料室の利用状況は、図表33のとおりである。

図表33 環境情報資料室の利用状況

区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	
個人会員登録数(名) (各年度末日現在)		10,568	10,606	10,715	10,757	10,804	
図書等の 利用状況 (点)	書籍	蔵書点数	5,588	5,629	5,663	4,945	4,972
		貸出点数	402	896	691	532	568
	資料	蔵書点数	6,094	6,118	6,131	3,805	3,812
		貸出点数	—	—	—	—	—
	雑誌	蔵書点数	134	192	198	234	234
		貸出点数	36	146	116	144	110
	ビデオ テープ	蔵書点数	105	105	105	105	105
		貸出点数	8	4	5	0	0
	合計	蔵書点数	11,921	12,044	12,097	9,089	9,123
		貸出点数	446	1,046	812	676	678

※資料は閲覧のみであり、貸出は行っていない。

エコポリスセンターは、環境関係の図書等を取り揃えているが、区民の利便性が一層向上するように、図書等の充実、蔵書目録の公開、区立図書館との連携などを検討することが必要である。

³³ 東京都板橋区立エコポリスセンター条例施行規則第17条・第18条

④ 登録環境団体の状況

エコポリスセンターの団体会員登録を受けているもの（以下「登録環境団体」という。）は、環境保全に関する活動のために貸出施設を利用することができる。登録環境団体の要件は、1) 主として環境保全に関する活動を行っていること、2) 活動の拠点が区内にあること、3) 代表者が区内に在住・在勤・在学していること、4) 団体の構成員が5名以上であり、かつ、その半数以上の者が区内に在住・在勤・在学していることである³⁴。なお、登録環境団体の要件を満たさなくとも、代表者及びその団体の構成員1名以上が区内に在住・在勤・在学している団体であれば貸出施設を利用できる³⁵。登録環境団体は、貸出施設の使用料が免除され、貸出施設の優先予約が可能である³⁶。

また、登録環境団体は、登録環境団体を構成員とする会議体である環境活動連絡会を通じて、相互の連携を図るとともに、情報交換を行っている。環境活動連絡会は、指定管理者が管理運営しており、エコポリスセンター施設内の展示、イベント、講座等について情報共有を図っている。

登録環境団体数の推移（平成24年度から令和3年度まで）は、図表34のとおりである。

図表34 登録環境団体数の推移（平成24年度から令和3年度まで）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体数	15	16	20	21	20	20	22	25	24	19

※団体数は各年度末日現在のものである。

登録環境団体数は、令和元年度まで増加傾向にあったが、近年、減少している。環境政策課は、エコポリスセンター設置当初から活動し

³⁴ 東京都板橋区立エコポリスセンター条例第6条第1項

³⁵ 東京都板橋区立エコポリスセンター条例第6条第2項

³⁶ 東京都板橋区立エコポリスセンター条例第8条第2項、同条例施行規則第9条第1項、東京都板橋区公の施設の使用料減免規則

ている登録環境団体の構成員の高齢化により解散するケースが増えており、新規の登録環境団体も減少傾向にあることを課題としている。

エコポリスセンターは、既存の登録環境団体に留まらず、幅広く登録を働きかける必要がある。

⑤ 環境活動の推進に関する事業の実施

エコポリスセンターでは、1) 環境に関する幅広い情報の収集・提供、2) 環境教育・環境学習、3) 地球温暖化防止・資源循環に関する知識の普及・意識の啓発・活動の促進、1)～3)の事業に関する人材・団体の育成支援に係る事業を実施している(47頁図表30参照)。

エコポリスセンターにおける事業の実施状況は、図表35のとおりである。

図表 35 エコポリスセンターにおける事業の実施状況

ア 環境イベント・啓発事業

事業名	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
エコフェット(H30) エコアクション9(R1～)	実施回数	10回	8(1)回	23(3)回	34(1)回
	参加者数	7,086名	6,012名	292名	1,296名
緑のカーテン普及 (育成講習会等)	実施回数	13回	13回	3(1)回	3回
	参加者数	703名	822名	398名	575名
環境イベント (主催：フリーマーケット等)	実施回数	64回	53(8)回	2(56)回	30(16)回
	参加者数	25,467名	24,857名	1,506名	1,925名
環境イベント (出展：区民まつり等)	実施回数	5回	3(1)回	0(4)回	5(1)回
	参加者数	2,019名	1,471名	0名	360名
生活用品修理再生事業 (現代のいかけやさん)	実施回数	141回	143回	88(55)回	42回
	参加者数	2,084名	1,939名	1,415名	1,084名
環境啓発 (わくわく子ども工作等)	実施回数	64回	89(2)回	69(3)回	64(1)回
	参加者数	3,663名	7,040名	4,339名	10,383名
合 計	実施回数	297回	309(12)回	185(122)回	178(19)回
	参加者数	41,022名	42,141名	7,950名	15,623名

※令和元～3年度の実施回数欄中の()内は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した回数であり外数(イ～オにおいて同じ。)

イ 環境学習事業

事業名	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
講師派遣 (出前授業等)	実施回数	64回	74(1)回	62(12)回	70(15)回
	参加者数	5,032名	4,055名	1,671名	1,785名
かんきょう観察	実施回数	4回	5回	5(1)回	6回
	参加者数	80名	89名	101名	141名
自然体験 (尾瀬探勝・ 新潟自然体験)	実施回数	3回	3(1)回	0(3)回	0回
	参加者数	54名	49名	0名	0名
一般対象講座 (リサイクルワ ークショップ 等)	実施回数	65回	60(3)回	31(3)回	37(4)回
	参加者数	1,642名	1,361名	442名	587名
子ども対象講座 (夏休みエコス クール等)	実施回数	31回	32(1)回	25回	34回
	参加者数	550名	604名	345名	530名
合 計	実施回数	167回	174(6)回	123(19)回	147(19)回
	参加者数	7,358名	6,158名	2,559名	3,043名

ウ 指導者養成事業

事業名	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
教員研修	実施回数	3回	2回	2回	1(1)回
	参加者数	20名	36名	12名	21名
保育士研修	実施回数	5回	5回	3(1)回	2(4)回
	参加者数	163名	239名	68名	78名
環境学習指導者 養成(板橋エコ みらい塾)	実施回数	23回	14(3)回	10回	13回
	参加者数	153名	111名	81名	104名
あいキッズ事業 者等への学習機 会の提供	実施回数	—	1回	1(1)回	1回
	参加者数	—	65名	24名	11名
合 計	実施回数	31回	22(3)回	16(2)回	17(5)回
	参加者数	336名	451名	185名	214名

エ 個人・団体・企業の育成支援事業

事業名	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
環境なんでも見 本市・エコライ フフェア等	実施回数	5回	4回	2(1)回	2回
	参加者数	4,630名	4,066名	1,516名	2,619名
大学連携等	実施回数	92回	84回	41(5)回	54(10)回
	参加者数	988名	855名	462名	764名
合 計	実施回数	97回	88回	43(6)回	56(10)回
	参加者数	5,618名	4,921名	1,978名	3,383名

オ エコポリスセンターの拠点機能活性化事業

事業名	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録団体の活性 化（環境活動連 絡会等）	実施回数	6回	5(1)回	5回	5回
	参加者数	71名	78名	書面開催	書面開催
人材バンク （スキルアップ 研修等）	実施回数	10回	6(1)回	5(1)回	5回
	参加者数	77名	46名	20名	12名
エコポリゼミナ ール	実施回数	—	2(1)回	1回	1回
	参加者数	—	42名	40名	42名
合 計	実施回数	16回	13(3)回	11(1)回	11回
	参加者数	148名	166名	60名	54名

また、事業の実施に当たり、エコポリスセンターの指定管理者は、事業者、団体、大学等が有する専門的な知識・知見・ノウハウの活用や環境活動に関わる人材育成のため、連携を図っている。

事業者、団体、大学等との主な連携の状況は、図表 36 のとおりである。

図表 36 事業者、団体、大学等との主な連携の状況

区分	事業者	団 体	大学等
平成 30年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境パネル展 館内展示 板橋エコみらい塾 環境講座 夏休エコスクール スキルアップ研修 	<ul style="list-style-type: none"> わくわく工作 館内展示 かんきょう観察事業 板橋エコみらい塾 環境講座 夏休エコスクール 	<ul style="list-style-type: none"> わくわく工作 館内展示 かんきょう観察 板橋エコみらい塾 環境講座 夏休エコスクール エコポリゼミナー

		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥講座 ・出前授業 	<ul style="list-style-type: none"> ル ・環境調査 ・リサイクルワークショップ ・大学との協定授業 ・大学生実習授業
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パネル展 ・板橋エコみらい塾 ・環境講座 ・夏休エコスクール ・エコポリゼミナール ・未就学児親子を対象とした環境学習講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく工作 ・館内展示 ・出前授業 ・かんきょう観察事業 ・板橋エコみらい塾 ・夏休エコスクール ・スキルアップ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく工作 ・館内展示 ・板橋エコみらい塾 ・環境講座 ・夏休エコスクール ・エコポリゼミナール ・環境調査 ・リサイクルワークショップ ・大学との協定授業 ・大学生実習授業 ・子育てリフレッシュ環境講座 ・親子環境講座
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パネル展 (Web) ・板橋エコみらい塾 ・環境講座 ・未就学児親子を対象とした環境学習講座 ・エコポリゼミナール 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内展示 ・板橋エコみらい塾 ・出前授業 ・かんきょう観察事業 ・夏休エコスクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内展示 ・板橋エコみらい塾 ・リサイクルワークショップ ・大学との協定授業 ・大学生実習授業
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく工作 ・板橋エコみらい塾 ・環境講座 ・夏休エコスクール ・未就学児親子を対象とした環境学習講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく工作 ・館内展示 ・板橋エコみらい塾 ・夏休エコスクール ・出前授業 ・かんきょう観察事業 ・地域エコロジー講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく工作 ・館内展示 ・板橋エコみらい塾 ・環境講座 ・エコポリゼミナール ・リサイクルワークショップ ・大学との協定授業 ・大学生実習授業

※事業者は民間企業・公益（一般）法人・特定非営利活動法人（NPO）、団体は主に登録環境団体、大学等は大学・専門学校・国の研究機関である。

さらに組織を超えた取組として、夏休み期間中に、エコポリスセンター、教育科学館、熱帯環境植物館、リサイクルプラザ、中央図書館の5館で「夏休みデジタルスタンプラリー」を実施している。

⑥ 現地視察の状況

エコポリスセンターの現地視察を行ったところ、令和3年度末まで生活用品修理再生事業（現代のいかけやさん）を実施していた環境工作室（地下1階）は何の用途にも使用されず空室となっており、従前、区直営であった時は事務室として使用していたスペース（3階）も広さに応じた利用がされていない状態であった。エコポリスセンター3階には、環境学習のためのビオトープやベランダ菜園も設けているが、見学は予約制となっており、来所者にとって近づきやすい環境とはなっていない。

また、環境研修室（地下1階）はWi-Fi環境が整っていないため講座のオンライン配信ができず、希望者が多い講座であっても受講者は会場収容人数に限られ、多くの希望者が受講機会を逸する状況であった。

エコポリスセンターは、未使用のスペースや環境学習の場を有効活用することと合わせて、早期にWi-Fi環境を整備することが必要である。

(3) リサイクルプラザの運営

① 概要

リサイクルプラザは、平成17年度に設置した当初から指定管理者による管理運営が行われている。指定管理期間は5年間であり、現在の指定管理期間は令和2年度から6年度までである。



リサイクルプラザ

指定管理者は、区と締結した基本協定及び年度協定に基づき施設の管理を行うほか、次の3つの基本理念を基にリサイクルプラザの管理運営を行うこととされている。

ア 利用価値向上の視点

ごみ減量・リサイクルを視野に入れたイベント・各種講座・不用品のリユース等の事業を展開することで、リサイクルプラザの認知度、来館者及び利用機会の増加を図り、施設の独自性を活かした利用価値の向上を目指す。

イ 人材育成機関の視点

環境負荷の少ない生活様式や資源循環型社会の理想像を掲げ、長期的な視点（ストーリー性）を持って、独自性ある事業を展開することで、ごみ減量・リサイクル意識の高い人材の育成機関としての位置づけを目指す。

ウ 能動的活動の視点

リサイクルプラザが主導して、地域、教育機関、企業、各種団体等へ積極的に働きかけを行い、成果のみえるごみ減量・リサイクル活動を展開することで、資源循環型社会の核となる位置づけを目指す。

リサイクルプラザの運営に係る経費の状況は、図表 37 のとおりである。

図表 37 リサイクルプラザの運営に係る経費の状況 (単位：円)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理者の収入	施設利用料金収入	599,113	466,180	574,660	758,670
	事業利用料金収入	0	0	1,917,995	2,502,750
	提案事業収入	133,700	147,250	168,500	105,200
	指定管理料	26,357,283	26,582,946	24,707,000	24,303,000
収入合計		27,090,096	27,196,376	27,368,155	27,669,620
指定管理者から区への歳入(決算額)※1		0	0	317,826	359,066
区の歳出(決算額)※2		26,261,746	26,126,258	24,407,000	24,293,092

※1 基本協定及び年度協定に基づき指定管理者の収支内容について利益等の率が一定の率を超過した場合に指定管理者が区に還元した額である。

※2 指定管理料と区の歳出決算額が一致しないのは、指定管理料のうち修繕費の未使用分が区に返還されたためである。

② リサイクルプラザの利用状況

リサイクルプラザの利用状況は、図表 38 のとおりである。

図表 38 リサイクルプラザの利用状況

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
来館者数(人)		25,345	25,458	26,620	19,212	22,698
うち施設見学者数(人)		1,515	1,784	1,360	280	847
開館日数(日)		356	356	355	298	323
家具等不用品・再生展示販売※	販売数(点)	572	618	774	591	633
	売上(円)	645,500	647,000	558,400	652,900	690,500

貸出施設の利用件数 (件)	第一多 目的室	24	26	23	10	67
	第二多 目的室	14	16	13	12	56
	第三多 目的室	25	30	15	14	114

※家具等不用品・再生展示販売の売上は、令和元年度までは区の収入としていたが、令和2年度以降は指定管理者の事業利用料金収入としている。

令和2年度の来館者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月4日から6月1日まで全館休館とした影響もあり、令和元年度比で27.8%の大幅減少となった。令和3年度も4月26日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全館休館としたが、前年度に比べ18.1%の増と、来館者数は持ち直している。貸出施設の利用件数は、令和3年6月以降、リサイクルプラザの貸出施設を板橋区公共施設予約システム（ITA-リザーブ）で予約できるようになったことにより、増加している。

③ 環境活動の推進に関する事業の実施

リサイクルプラザでは、1) 資源の有効利用、ごみの問題等に関する資料の収集及び情報の提供、2) 不用品の再生、展示、提供等、3) 資源循環型社会に関する学習及び活動の場の提供に係る事業を実施している（47頁図表30参照）。リサイクルプラザは、事業を実施するに当たり、事業者（民間企業）が環境学習講座を、特定非営利活動法人（NPO）が講演会・パネル展等を開催することにより連携を図っている。

リサイクルプラザにおける事業の実施状況は、図表39のとおりである。

図表 39 リサイクルプラザにおける事業の実施状況

ア 出前講座³⁷

実施場所	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
桜まつり等 イベント会場	実施回数	7回	5(1)回	0(19)回	0(5)回
	参加者数	606名	656名	—	—
舟渡小 あいキッズ	実施回数	8回	6回	4(7)回	6(5)回
	参加者数	190名	98名	40名	65名
高島第二小 あいキッズ	実施回数	3回	3回	—	—
	参加者数	43名	95名	—	—
区立図書館 (蓮根・東板橋・ 西台) ※3	実施回数	3回	2回	2回	2(1)回
	参加者数	88名	18名	21名	21名
志村坂上 地域センター	実施回数	1回	—	—	—
	参加者数	38名	—	—	—
区内小中学校	実施回数	—	—	—	2回
	参加者数	—	—	—	290名
合 計	実施回数	22回	16(1)回	6(26)回	10(11)回
	参加者数	965名	867名	61名	376名

※1 表中の「—」は未実施を表す。令和2年度に指定管理者が変更されている（イにおいて同じ。）。

※2 令和元～3年度の実施回数欄中の（ ）内は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した回数であり外数（イにおいて同じ。）

※3 蓮根図書館は平成30年度のみ実施

イ ワークショップ・イベント

内 容 ※1	実績	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
裂き織り ぞうり作り	実施回数	6回	3(1)回	1(2)回	3回
	参加者数	52名	40名	10名	23名
おもちゃ交換会	実施回数	4回	2(1)回	1(6)回	1(2)回
	参加者数	1,284名	624名	32名	152名
金継ぎ講座	実施回数	3回	3回	3(2)回	4回
	参加者数	31名	32名	28名	36名
和小物手芸	実施回数	3回	4回	—	—
	参加者数	27名	38名	—	—
クラフトひもで かご編み作り	実施回数	2回	1回	—	—
	参加者数	20名	10名	—	—

³⁷ 出前講座は、リサイクルについての啓発・学習活動の機会を出前という形で提供するものである。

苔玉作り	実施回数	2回	2回	0(1)回	—
	参加者数	20名	19名	—	—
いたばらまつり (夏・秋)	実施回数	2回	2回	0(1)回	—
	参加者数	1,089名	1,081名	—	—
荒川クリーン 活動	実施回数	—	2回	—	0(1)回
	参加者数	—	21名	—	—
ゼロウェイスト プロジェクト (会場講演)	実施回数	—	—	1(3)回	4回
	参加者数	—	—	27名	72名
ゼロウェイスト プロジェクト (オンライン)	実施回数	—	—	4回	4回
	参加者数	—	—	97名	112名
子ども服交換会	実施回数	—	—	2(1)回	2回
	参加者数	—	—	107名	188名
環境エコマーク を集めよう	実施回数	—	—	1(2)回	—
	参加者数	—	—	17名	—
いたばら コミュニティコ ンポスト	実施回数	—	—	—	7回
	参加者数	—	—	—	95名
日曜子ども講 座、(令和2年度 ～)いたばら プレイランド	実施回数	36回	39(3)回	17(6)回	22(2)回
	参加者数	357名	248名	216名	613名
展示型イベント (各種パル展、 スタンプラリー等)	実施回数	11回	8回	8回	12回
	参加者数	387名	272名	632名	1,381名
その他	実施回数	20回	16回	10(4)回	17(3)回
	参加者数	387名	272名	632名	1,381名
合 計	実施回数	89回	82(5)回	48(28)回	76(8)回
	参加者数 ※2	3,267名	2,385名	1,166名	2,672名

※1 内容欄は、平成30～令和3年度のいずれかの年度内に2回以上開催又は開催を予定したもの。1回のみ開催のものは「その他」に分類している。

※2 展示型イベントの参加者数は集計が無いため、参加者数の合計は展示型イベントを除いたものである。

リサイクルプラザの指定管理者は、ホームページ、ツイッター、フェイスブック及びインスタグラムを通じてリサイクルプラザの施設・活動の周知並びにイベント・講座開催の告知及び開催内容の報告を行っている。フォロワー数は、126人（ツイッター）、181人（フェイス

ブック)、193人(インスタグラム)³⁸であった。リサイクルプラザの指定管理者には、対象者に応じた効果的な情報の発信が望まれる。

④ 現地視察の状況

ア リサイクル品販売

リサイクルプラザ1階のプラザスペースでは、家庭で不用となった衣類・雑貨・食器・家具を無償で区民から受け入れ、低価格で販売するリサイクル品販売を行っている。従前はリサイクルプラザ2階で実施していたが、販売実績を上げるため1階に場所を移動したということであった。

しかし、1階部分は施設の玄関口として、来館者に対しリサイクルプラザがどのような施設なのか、その存在意義を伝える重要なスペースであり、資源循環型社会の形成に寄与するという設置目的(47頁図表30参照)に沿った利用がされることが望ましい。

イ 多目的室の利用

3室ある多目的室(3階)は、リサイクルプラザの講座、講演会、イベント等に利用するほか、貸出施設としてシャワー・ロッカー室もあることから、スポーツ系の用途にも利用されている。

Wi-Fi環境に関しては、リサイクルプラザ2階にWi-Fi設備を設置しているものの、電波の状況により多目的室にはつながりにくい。そのため、講座、講演会等のオンライン配信はできない状態であった。また、リサイクルプラザは、公共交通機関でのアクセスが不便な場所に立地しており、来館が困難な人にはオンライン配信により講座、講演会等を利用してもらえるように、早期にWi-Fi環境を整備する必要がある。

³⁸ ツイッターとフェイスブックのフォロワー数は令和4年3月31日現在、インスタグラムのフォロワー数は令和4年6月9日現在である。

(4) エコポリスセンターとリサイクルプラザの事業整理

エコポリスセンターでは、設置当初から、資源の循環に関する知識の普及及び意識の啓発に関する事業を実施することとなっており、設置当初には、リサイクル工房やリサイクルサロンといった施設を備えていた。また、エコポリスセンターの管理運営に関する事務を定めた東京都板橋区立エコポリスセンター処務規程³⁹では、「リサイクルの意識啓発に関する事業の企画及び運営に関すること」が分掌事務とされていた。このため、エコポリスセンターはリサイクルの意識啓発に関する事業を多く実施していた。

その後、リサイクルプラザの設置に当たって、エコポリスセンターとリサイクルプラザの違いを「リサイクルプラザについては工場（現：処理ゾーン）を隣接して持っているので、リサイクルの現場をじかに見ることができ、より専門的な啓発活動が行える施設と考えている。エコポリスセンターについては一般的な普及・啓発活動をこれまでどおりやっていく」とし、リサイクルプラザ1階にはリサイクル啓発のスペース等を置くとしていた⁴⁰。リサイクルに関する施設は、既にエコポリスセンターにリサイクル工房やリサイクルサロンが備えられていたが、リサイクルプラザが設置された平成17年度時点でもこれらの施設は廃止されず、エコポリスセンターとリサイクルプラザは類似する機能を持って併存することになった。

エコポリスセンターに指定管理者制度が導入された際、リサイクル工房とリサイクルサロンは廃止されたものの、資源の循環に関する知識の普及、意識の啓発に関する事業はエコポリスセンターの事業として存続していた。このような要因もあり、とりわけリサイクル分野でエコポリスセンターとリサイクルプラザの事業に重複が見受けられた。エコポリ

³⁹ 東京都板橋区立エコポリスセンター処務規程は、エコポリスセンターに指定管理者制度が導入されたことに伴い、平成24年4月1日に廃止された。

⁴⁰ 板橋区議会区民環境委員会（平成14年5月15日開催）におけるリサイクル推進課長（当時）の答弁による。

スセンターを所管する環境政策課とリサイクルプラザを所管する資源循環推進課は、それぞれの施設の特徴を活かして機能を特化し、事業を整理・統合し、再構築することが必要である。

5 環境活動に関する普及広報

(1) 環境政策課による普及広報

① 冊子等の発行

ア 板橋区環境白書

環境政策課は、区の環境の現状と環境保全に関する施策の成果を報告し、併せて、区民とのパートナーシップの形成や区民一人ひとりの環境行動が推進されるような情報提供を目的として、毎年度、板橋区環境白書を発行している。同白書では、板橋区環境基本計画（5頁参照）に基づいて取り組んだ環境施策の進捗状況を公表しており、環境調査データについては、区民が利用しやすいように令和2年度から、大気測定調査、水質調査（河川・池・湧水）、石神井川・白子川生物調査の結果など一部をオープンデータ化している。また、環境保護の観点から、配布に当たっては電子データを基本とし、紙媒体での配布は最小限としている。

イ 環境教育ハンドブック

保育園・幼稚園、区立小中学校、区民、事業者、団体による環境教育の活性化を目的として、平成19年度以降隔年で環境教育ハンドブックを作成していた。ただし、紙媒体のハンドブックは、環境教育プログラム（37頁②参照）を即時に反映させるのが困難であったことから、環境政策課は、令和2年度以降、区ホームページでの公開に移行し、常に最新のコンテンツを提供することで、広く環境教育の推進を図っていくとしている。

ウ 緑のカーテンハンドブック（えんじょいガーでん）

緑のカーテンの普及啓発を目的として、平成24年度から緑のカーテンハンドブックを発行している。緑のカーテンサポートクラブ

(38 頁①参照) との協働で作成し、緑のカーテンの魅力や基本的な育成方法を記載したマニュアル冊子として、緑のカーテン講習会やエコポリスセンターのイベントの機会に区民に配布している。

エ エコポリスセンター季刊誌

「エコポ」

エコポリスセンターで実施する事業を紹介し、事業に参加してもらえ

るように、エコポリスセンターの指定管理者は、季刊誌「エコポ」を3か月に1回発行している。1回当たりの発行部数は25,400部(令和3年度)であり、区立小学校の全児童、区立図書館・児童館・保育園のほか、他区の環境所管部署や交流のある大学、環境団体等に配布している。

環境政策課は、エコポリスセンターの事業は、広報いたばしでも周知しているが、紙面では伝えきれない情報を季刊誌「エコポ」を用いて周知し、事業へのイメージを高められるため事業参加率向上の一助となっているとしている。

② ICT を活用した情報発信

板橋区環境基本計画 2025 の環境像「人と緑を未来へつなぐスマートシティ“エコポリス板橋”」の実現をめざし、施策・方針の周知、事業の紹介を行うため、環境政策課は、区ホームページ及びツイッターを用いて、各種事務事業について情報発信をしている。また、エコポリスセンターの指定管理者も、エコポリスセンターの認知度の向上、施設の利活用の増進を目的として、ホームページ、ツイッター及びフ



えんじょい がーでん
(表紙)

フェイスブックを通じてエコポリスセンターの事業紹介や施設案内を行っている。

令和4年5月16日現在、ツイッター・フェイスブックのフォロワー数は、515人（環境政策課・ツイッター）、561人（エコポリスセンター・ツイッター）、492人（エコポリスセンター・フェイスブック）であった。

令和3年度区民意識意向調査において「区の情報の入手方法」を尋ねた設問では、「SNS（フェイスブック・ツイッター・インスタグラム）」が10歳代で15.4%、20歳代で16.6%、30歳代で17.3%であり、環境政策課、エコポリスセンターの指定管理者とも、各年代を対象とした効果的な情報の発信が望まれる。

（2）資源循環推進課による普及広報

① 冊子等の発行

ア かたつむりのおやくそく

ごみの減量とリサイクルについての情報を、わかりやすい表現で提供し、意識啓発を図るため、毎年度、小学校第1学年の児童にはリーフレットを、リサイクル関連授業が行われる小学校第4学年の児童には冊子を作成し、配布していた。小学校においてタブレット端末が普及したことから、資源循環推進課は、令和3年度以降、データ化したリーフレットや冊子を区ホームページに掲載し、タブレット端末を活用した、かたつむりのおやくそくの普及啓発を進めている。

イ 資源とごみの分け方・出し方ハンドブック

ごみの減量及びリサイクルを推進する循環型社会を目指し、資源とごみの正しい分け方・出し方について周知することを目的として、平成13年度から発行している。毎年度約40,000部を作成し、区へ

の転入者に配布するほか、清掃事務所によるごみの排出指導の際に区民に配布している。また、外国人向けに資源とごみの分け方・出し方を周知するため、3年に1回、英語・中国語・韓国語版のパンフレットを作成し（作成部数は1回当たり15,000部）、資源循環推進課、清掃事務所のほか、区民文化部戸籍住民課、文化・国際交流課及び区民事務所で配布している。



資源とごみの分け方・出し方
ハンドブック（表紙）

区は、全てのプラスチック使用製品の集積所における分別収集を検討しているため（29頁参照）、資源循環推進課は、プラスチック使用製品の分別収集について周知が必要としている。

ウ いたばし環境だより

行動会議を広く区民に周知し、さらなる環境活動の推進を図るため、毎年度2回、リーフレットを作成し（作成部数は1回当たり17,000部）、回覧用として町会・自治会に配布している。リーフレットの作成に当たっては、地区委員会の各地区での活動等を掲載し、区民主体で資源循環型社会と環境美化への意識啓発を図るように工夫をしている。

② ICT を活用した情報発信

資源循環推進課は、区ホームページを用いて、ごみの減量・リサイクル推進のための各種啓発、資源とごみの分け方・出し方について情報発信をしている。区ホームページアクセスレポート（政策経営部広聴広報課作成）によると、資源とごみの正しい分け方・出し方や粗大

ごみ処分の申込みについての検索が特段に多く、区民の関心が高いことから、資源循環推進課は、ごみの収集やリサイクルについて検索の利便性向上を図るため、平成 30 年度から、板橋区統合アプリ「ITA-Port」にごみ・リサイクルに関するメニューを追加した。同アプリでは、地域別の資源回収・ごみ収集曜日カレンダーを表示し、ごみの日のお知らせを受け取ることができるほか、資源やごみの分別や出し方についての情報を簡単に検索することができる⁴¹。また、外国語版「ITA-Port」では、ごみの収集やリサイクルについて 3 か国語（英語・中国語・韓国語）で情報を発信している。

⁴¹ 板橋区統合アプリ「ITA-Port」の「ごみ・リサイクル」メニューへのアクセス数は、月平均約 4,000 件であった（令和 3 年度）。

検討・改善を求める事項

着眼点 1 区民・事業者等の環境活動の推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。

1 エコポリスセンター及びリサイクルプラザについて

(1) 環境情報資料室図書等の活用について

エコポリスセンターは、環境関係の図書等を取り揃えているが、区民の利便性が一層向上するように、図書等の充実、蔵書目録の公開、区立図書館との連携などを検討することが必要である。(P51)

＜環境政策課＞

(2) 未使用スペース等の活用及び Wi-Fi 環境の整備について

①エコポリスセンターは、未使用のスペースや環境学習の場を有効活用することと合わせて、早期に Wi-Fi 環境を整備することが必要である。(P57)

＜環境政策課＞

②リサイクルプラザは、公共交通機関でのアクセスが不便な場所に立地しており、来館が困難な人にはオンライン配信により講座、講演会等を利用してもらえるように、早期に Wi-Fi 環境を整備する必要がある。(P63)

＜資源循環推進課＞

(3) エコポリスセンターとリサイクルプラザの事業整理について

エコポリスセンターを所管する環境政策課とリサイクルプラザを所管する資源循環推進課は、それぞれの施設の特徴を活かして機能を特化し、事業を整理・統合し、再構築することが必要である。(P64・65)

＜環境政策課・資源循環推進課＞

着眼点2 環境活動に関し、区民・事業者等との連携は図られているか。

1 リサイクル推進員の推薦について

リサイクル推進員の活動を継続するには、推薦主体を町会長・自治会長等に限らず、若い年代の人々が関われる仕組みを検討する必要がある。(P23)

<資源循環推進課>

2 エコポリスセンターの活動団体について

エコポリスセンターは、既存の登録環境団体に留まらず、幅広く登録を働きかける必要がある。(P53)

<環境政策課>

総括意見

区は、ゼロカーボンいたばし 2050 表明で、「人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促す」とした。これを実現するには、区を始め、区民、区民団体、事業者など全ての主体が環境活動に取り組まなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、スマートシティの推進を全庁的な課題として捉え、組織的に取り組むことが必要である。

区が進めるスマートシティの構築は、「あらゆる社会インフラに ICT などの先端技術を活用してスマート化し、安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現をめざすまちづくり」という考え方を基盤とし、環境、防災・減災、健康・福祉、教育・保育などを包括したものである。

区のすべての職員・組織がスマートシティの考え方を十分に理解し、スマートシティに関連するそれぞれの分野で、施策目標の実現に取り組むことが重要である。

環境政策課は、スマートシティの推進に当たり、組織を横断した調整機能を発揮し、全庁的なスマートシティの推進体制をリードしなければならない。

第二に、環境活動の担い手を拡充し、区と一層の連携・協働を進めることが必要である。

現在、リサイクル推進員や喫煙マナーアップ推進員といったボランティア、町会・自治会、エコポリス板橋地区環境行動委員会など多くの区民が環境活動に携わっているが、「エコポリス板橋」環境都市宣言の理念を実現するためには、より多くの区民の参加が求められる。

若い世代への働きかけを行うとともに、区が連携協定を締結している民間

企業や区内の大学と環境分野で連携・協働するといった工夫も必要である。エコポリスセンターやリサイクルプラザには、環境活動の実践の場として、新たな環境活動の担い手の育成への取組を求めたい。

環境問題・地球温暖化対策は、地球規模で考えなければならない課題である。あらゆる主体が地球規模で考え、身近なところから環境活動を行うことにより、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」が実現することを期待する。

「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

1. 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
2. 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
3. 私たちは みどりや水 空気を大切に守り様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成5年4月1日 板橋区

参考資料－２

ゼロカーボンいたばし 2050

近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

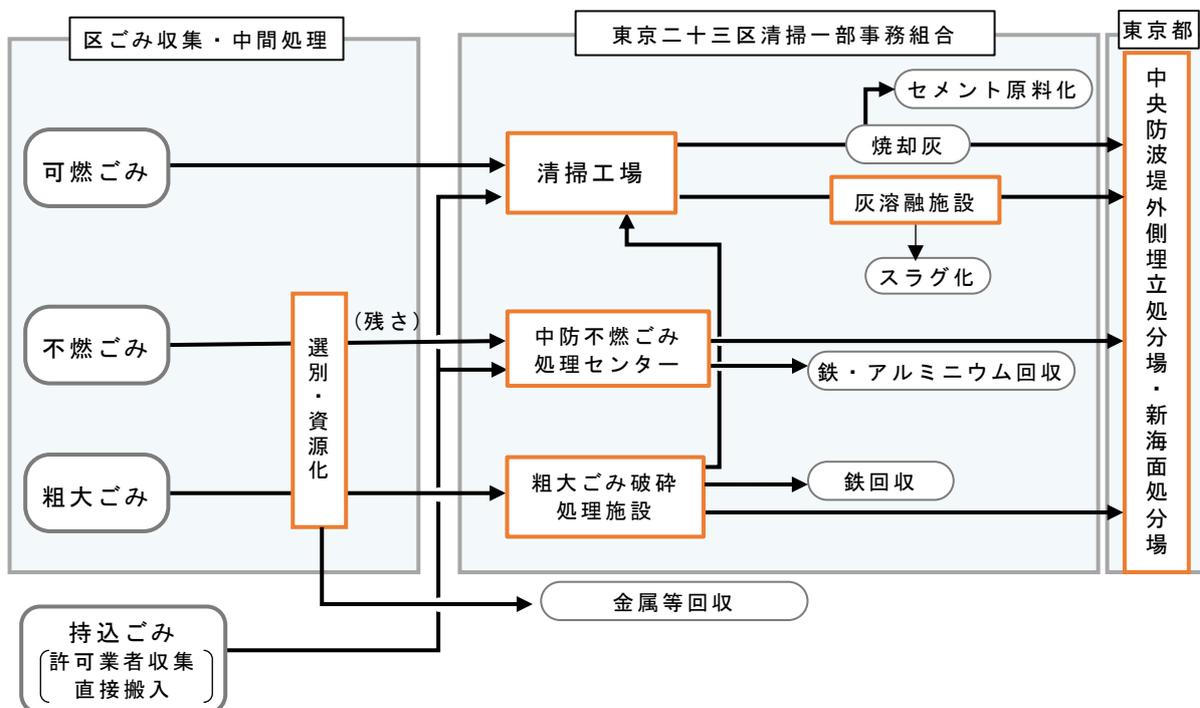
板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、限りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実践します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和4年1月26日 板橋区長 坂本 健

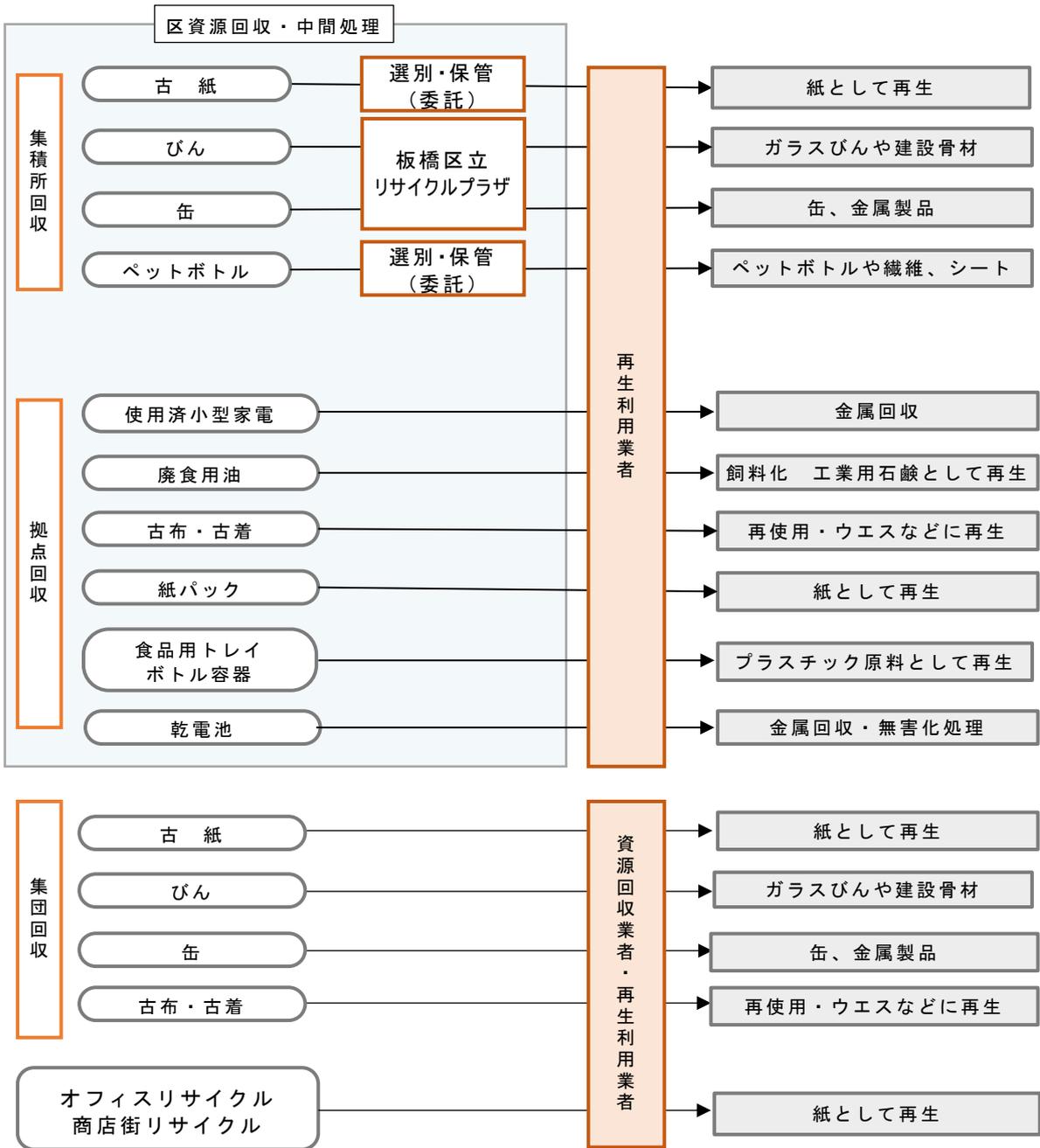
参考資料 - 3

ごみ処理フロー



(板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 P15 図 11)

資源リサイクルフロー



(板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 P16 図 12)

ごみの分別区分

分別区分	排出方法	主な品目	備考	
可燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、プラスチック類、革製品類、ゴム製品類、生理用品、落ち葉、少量の植木剪定枝等		
不燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30cm 未満の家電製品等		
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね 30cm 以上のもの	家電リサイクル法対象品目及びパソコンを除く	
資源	古紙	種類別に分けてしぼる	新聞(折込チラシ含む)、雑誌(書籍を含む)、段ボール、紙パック	
		紙袋に入れるか、紐でしぼる	紙箱・紙袋・OA用紙	
	びん	黄色の回収箱	ガラスの飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	回収容器	ペットボトル	
	使用済小型家電	拠点の専用回収容器	最大辺 30cm 未満で回収容器に投入可能な小型家電とコード類	記録媒体(SD カードなど)は、取りはずし、本体からも個人情報を消去
	廃食用油	拠点の専用回収容器	天ぷらや揚げ物で使用した油	
	古布・古着	拠点の専用回収袋	ボタンなどの取れていない、きれいな衣類	
	紙パック	拠点の専用回収容器	牛乳パック	内側にアルミ箔の貼ってあるもの、キャップがついているものは可燃ごみへ
	食品用トレイ	拠点の専用回収容器	肉や魚などの容器として使用されている、皿状の発泡スチロール製食品用トレイ(プラマーク表示あり)	透明のトレイ・パックは可燃ごみへ
	ボトル容器(プラスチック製)	拠点の専用回収容器	シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソースなどの容器(プラマーク表示あり)	
	乾電池	拠点の専用回収容器	マンガン電池、アルカリ電池	ボタン電池は買ったお店へ

(板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 P17 表 2)

令和4年度 第2回 行政監査結果報告書
「区民の環境活動の推進について」
(令和5年1月発行)

刊行物番号

R04-121

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています